

モノと情報班 雲南県誌グループ

平成17年度雲南県誌グループ活動報告

兼重 努 (滋賀医科大学)

Activity Report 2005 of the Yunnan County Gazetteers Working Group

Tsutomu KANESHIGE (Shiga University of Medical Science)

雲南県誌グループの任務は雲南省の生態史データベースを構築するための基礎資料を作成することである。そのために雲南省の県誌の「大事記」の翻訳作業をすすめると同時に、個々のメンバーは県誌の記述を利用しながら、各自の関心にもとづいて雲南省の生態史にかんする研究に取り組んでいる。また本グループはモノと情報班に属するため、モノと情報班全体の活動や研究にも関与している。

以下、平成17年度に本グループがおこなった活動と各メンバーの研究報告(本報告書に掲載)の概要について紹介する。

1. 平成17年度における雲南県誌グループの活動

平成17年度における本グループの活動は以下のとおりである(表1を参照)。

1) 県誌の翻訳作業

本グループでは雲南省における128県の県誌の大事記の翻訳をすすめている。翻訳のスピードアップをはかるために、平成17年度は大阪外国語大学の学生・大学院生の数名の翻訳アルバイトを新規に採用した。アルバイトへの説明会および翻訳にかんするミーティングをあわせて4回行なった。メンバーのあいだで県誌入力作業のすすめかたにかんする打ち合わせ会も開いている。

また平成17年度は雲南省の「県誌」(65冊)、「市/地区/州誌」(40冊)、「省誌」(40冊)をあらたに購入した。これで未収集の県誌は『武定県誌』、『易門県誌』、『弥渡県誌』、『貢山県誌』、『鎮康県誌』の5冊を残すのみとなった。

2) 県誌を利用した雲南省の生態史の構築

県誌研究会を開催し、県誌のデータの有用性にかんする議論もおこなった。それに加えて、県誌を使った研究と碑文を使った研究の接合の可能性を探るため、ダニエルス歴史班を招いてクロニクル研究会を2回開催した。さらにモノと情報班全体のWG(Working Group)研究会にも参加し、県誌作業の経過報告を行なった。

3) 雲南エクスカージョンの実施

年度末には雲南省に赴き文献資料収集およびエクスカージョンを行なった。日程の詳細は表2を参照。

エクスカージョンでは生態史にかんする多くの新知見が得られ、実りが多いものとなった。紙幅の関係もあるので、その成果の一部に限って紹介しておこう。元陽県では嘎娘郷の紙廠を訪れ、竹を原料とした紙づくりの工程を見学した。また緑春県では県城のラック工場を見学し、ラック精製の工程について聞き取りを行なったのみならず、同県の龍碧村のラック養殖の現場を訪れ、地元の人から話をきくこともできた。この詳細については、本報告書所収の宮脇論文を参照されたい。また退耕還林政策が元陽、緑春県一帯で施行され、それが当地の生態環境にかなり大きな影響を与えているという示唆も得られた。シーサンパンナ州においては景洪の市場に赴き、竹とタケノコについて調査を行なった。さらに、モンラ県易武においては、茶案碑および茶加工場を見学することができた。

エクスカージョンには本県誌グループ以外に、モノと情報班から田口理恵と小島摩文氏ダニエルス歴史班から

表1：平成17年度雲南県誌グループの活動一覧表

4月5日	県誌作業打ち合わせ会①（於・総合地球環境学研究所）	参加者：秋道智彌、兼重努、安達真平、山口哲由、何大勇、雨森直也、宮脇千絵
6月6日	県誌作業打ち合わせ会②（於・総合地球環境学研究所）	参加者：秋道智彌、兼重努、安達真平、何大勇、雨森直也、宮脇千絵
7月8日	クロニクル研究会（於・京大会館） ・県誌を利用したトピック選定について（兼重・宮脇・雨森） ・碑文作業の経過報告（清水・立石・西川・増田） ・時空間データベースの構築に向けて（久保）	参加者：久保正敏、兼重努、清水享、立石謙次、西川和孝、増田厚之、安達真平、山口哲由、雨森直也、宮脇千絵
7月24日	WG (Working Group) 研究会（於・総合地球環境学研究所） ・県誌作業の経過報告（兼重） ・ラオス生態史クロニクルの経過報告（西本） ・RCCの経過報告（田口） ・RCCとFCCの相関関係について（秋道） ・時空間データベースの構築に向けてV2(久保)	参加者：秋道智彌、久保正敏、兼重努、田口理恵、西本太、宮脇千絵
7月26日	「県誌」（41冊）、「市/地区/州誌」（40冊）、「省誌」（27冊）購入	
10月16日	クロニクル研究会（於・国立民族学博物館） ・班長会議概要報告（秋道） ・今後のスケジュール確認 ・雲南歴史班活動報告 ・県誌グループ活動報告	参加者：秋道智彌、久保正敏、兼重努、清水享、立石謙次、西川和孝、増田厚之、安達真平、雨森直也、宮脇千絵
10月22日	新規アルバイトへの説明会	参加者：久保正敏、兼重努、宮脇千絵
11月	新規アルバイト 入力作業開始	
11月	「県誌」（19冊）、「省誌」（13冊）購入	
12月3日	謝金アルバイトとのミーティング（於・国立民族学博物館）	参加者：久保正敏、兼重努、宮脇千絵
1月15日	県誌研究会（於・総合地球環境学研究所） ・雲南県誌を使った人口データベースの作成と利用の経過報告（安達） ・フランス海外県公文書館・国立図書館での収集資料の紹介（瀧） ・「県誌」入力データの内容についての議論	参加者：秋道智彌、久保正敏、兼重努、田口理恵、清水郁郎、安達真平、瀧千春、長谷千代子、宮脇千絵
1月28日	県誌アルバイトへの説明会	参加者：久保正敏、宮脇千絵
2月21日	県誌アルバイトへの説明会	参加者：久保正敏、兼重努、宮脇千絵
3月10日 ～24日	雲南省にて書籍購入とエクスカージョン	参加者：秋道智彌、兼重努、田口理恵、小島摩文、清水享、西川和孝、増田厚之、安達真平、宮脇千絵
3月	「県誌」（5冊）購入	

(作成者:宮脇千絵)

表2：雲南エクスカーション日程

3月10日	昆明到着
3月11日 ～14日	昆明にて書籍購入（兼重・宮脇）
3月15日	雲南大学人類学博物館の尹紹亭先生と研究打ち合わせ
3月16日	エクスカーション出発、昆明一元陽（新街鎮）
3月17日	元陽（新街鎮）一元陽（勝村）、紙廠、大伍寨
3月18日	元陽（勝村）一元陽（勝村）、牛角寨の定期市
3月19日	緑春一元陽、緑春県ラック工場、龍碧村
3月20日	江城一元陽
3月21日	①モンラ県の易武にて茶工場、ヤオ族移民村等 ②モンラ県の熱帯植物研究所、ゴム園、ジノー山
3月22日	景洪の農貿市場、景洪一元陽 雲南大学人類学博物館の尹紹亭先生と研究打ち合わせ
3月23日	①帰国 ②広州にて書籍購入（兼重）
3月24日	帰国（兼重）

（作成者：宮脇千絵。ただし兼重が一部加筆後、表に加工）

清水亨、西川和孝、増田厚之氏も参加し、研究情報や意見を交換することもできた。

2. 各メンバーの平成17年度の報告

平成17年度の雲南県誌グループの研究報告は兼重、宮脇、長谷、安達、瀧の5名がおこなう。瀧報告をのぞいた4本の報告は県誌に関連するものである。

まず兼重報告では、民国期末までにおける雲南省のケシ/アヘンの生産、流通、利用（消費）の概況について、さらに1950年代以降のケシ/アヘンの禁止令、代替作物の導入が、紅河県およびその関連地域の生態環境にたいして与えた影響や変化について、『紅河県誌』の記述をもとに跡づける。

つづく宮脇報告ではラックを事例に挙げて「県誌」の記述を紹介し、県誌データの利用方法について述べる。さらに、上述の雲南省エクスカーションで訪れた緑春県のラック工場とラック養殖場の調査で得られたデータも提示する。

以上二本の報告は生態史クロニクル構築における県誌の有用性を示す事例研究である。

三番目の長谷報告では、中華人民共和国成立以降の変容のなかで、人々の生態環境との具体的な関係およびその関係についての認識がどのように変わってきたのかという問題をとりあげる。雲南省内の各県の県誌資料を利用しつつ、様々な動物（ブタ、ウマ、ウシ、トラ、ゾウ）と人間との関係に注目して、その変容の一端について指摘している。

四番目の安達報告では雲南省「県誌」を使った人口データベース作成の概要とその意義について詳しく述べ、資料的な価値が高い人口データもあわせて提示している。

長谷、安達の両報告も県誌の記述の利用の可能性について具体的に論じている。

最後の瀧報告は、ラオス関係のフランス語史料の読解に取り組むことで、他のメンバーと異なる独自の貢献をしている。具体的にはフランス植民地時代ラオスの諸状況（農業・森林など）と、植民地政府の政策等の歴史的背景の解明を目標に、フランス語史料群を紹介すると同時に、それらの今後の利用の可能性について論じている。今後、ラオス側のフランス語史料を雲南側の県誌史料と組み合わせることで、雲南とラオスの間をつなぐ生態史の構築が可能になるものと期待される。

モノと情報班 雲南県誌グループ

ケシ/アヘンから描く地域生態史
—中国雲南省紅河県の事例研究—

兼重 努 (滋賀医科大学)

キーワード：プロキシ研究、ケシ、アヘン、代替作物、雲南省、紅河県、『紅河県誌』

The Regional Eco-History on Poppy & Opium: A Case Study on Honghe County in Yunnan Province, P. R. China

Tsutomu KANESHIGE (Shiga University of Medical Science)

Keywords: Proximal Approach, Poppy, Opium, Crop Replacement, Yunnan Province, Honghe County,
Honghe County Gazetteer

1. はじめに

アジア熱帯モンスーン地域における地域生態史をとらえるために、プロジェクトリーダーは、1. 生態年代記、2. 稲作・淡水漁撈文化複合、3. プロキシによる研究という3つの柱を立てている [秋道 2005b]。モノと情報班ではこの三本柱を中心に研究を進めている。本稿の目的はこのうちプロキシ研究についてとりあげ、研究の具体例を提示することである。

プロジェクトリーダーが意図しているプロキシ研究とは、まず、①ある地域に特有な具体的な資源(これをプロキシ=proxyと呼ぶ)を選定し、それに関連する多様な事象をできるだけ多方面にわたってエンサイクロペディックに集積することによって個別事象から全体にアプローチしてゆき、その地域の生態史を記述するような研究である [秋道 2005a: 8-9]。それは、②「個々の項目について地域横断的、歴史的な利用の多様性と変容についての情報を収集」することにより、空間軸、時間軸の双方から「生態史における位置づけを試みる」研究でもある [秋道 2005a: 10; 2005b: 573]。それはまた、③具体的な資源(プロキシ)が果たしてきた多様な側面にわたる社会経済的な役割を分析する [秋道 2005a: 11; 2005b: 573] ことも含んでいる。

対象地域のプロキシの候補として秋道は植物、動物、非生物あわせて24～25項目をあげている。これらはおもに稲作・淡水漁撈文化複合から漏れるさまざまな換金作物や資源のなかから選ばれたものである [秋道 2005a: 10; 2005b: 573]。複数のプロキシを対象に研究をすすめることによって、地域生態史をより多面的に描くことが可能となる。

本稿ではそれらのプロキシ候補のうち、ケシならびに、それからとれるアヘンをとりあげて論じる。メコン川流域の地域生態史を考える場合は、ケシ/アヘンに注目することは非常に重要である。まず、ケシ/アヘンがこの地域において広く生産され、流通し、さかんに利用(消費)されてきたという歴史的背景がある。また以前に比べると大きく減少したとはいえ、黄金の三角地帯を中心に現在でもそれが継続されている。

ケシ/アヘンは生産、流通、利用(消費)のいずれの側面においても重要である。(1)生産：ケシの栽培、アヘンの製造は生産者の生業のみならず、生態環境とも深くかかわっている。(2)流通：アヘンの運搬や販売という側面からみるならば、人(あるいはラバ)とモノの動きがみえてくる。そしてこれは国境をこえた動きともかかわる。周知の通りその流通はメコン川流域をこえて、世界各地へと広がっている。そもそもモノの交易は異なる生態環境の間で生じやすいという性格をもっている。(3)利用(消費)：ケシ/アヘンの摂食、吸飲という側面からみるならば、医療に用いられる場合、またアヘン中毒者により吸飲される場合のいずれも、人体の健康との関係がみえてくるだろう。

ケシの栽培、アヘンの運輸、販売そして吸飲は国家(植民地)あるいは地方政府の政策ときわめて深い関係を

もっている。政府が発布する禁令は、ケシ/アヘンの生産、流通、利用(消費)のありかたに大なり小なり影響を与える。ケシの代替作物が導入される場合は、ケシ生産者の生業のみならず彼らを取りまく生態環境にも影響を与え、人間と自然との関わり方の変化ももたらす。次にそのことは従来のケシ/アヘンの流通、利用(消費)のありかたにも連鎖的に変化を与えるはずだ。したがって生態史を区切る出来事のひとつとして扱うことが可能と考える。

秋道プロジェクトが構築をめざしている生態史は、国家を対象とする一国生態史ではない。それは、複数の国を流れるメコン川流域を対象とする「地域」生態史なのである。メコン流域の各国(あるいは地方)政府が出すケシ/アヘンにかんする禁令を比較検討することがきわめて意義深いと筆者は考えている。なぜならば、それらの禁令の実施時期、具体的内容、ケシ栽培の代替策はそれぞれ異なるからだ。それらの違いは、国境線の両側のケシ/アヘンにかんする状況に「ずれ」を生じさせる。その「ずれ」が新たな人とモノの流れを生み出してきたと考えられる¹⁾。

筆者はとくにケシ/アヘンにかんする禁令とケシの代替作物の導入に注目しながら、メコン川流域におけるケシ/アヘンの生産、流通、利用(消費)の消長を明らかにし、そのことをとおして地域生態史を描くことを目指している。手始めに、まず雲南省から着手する。秋道プロジェクトが対象としているのは1945年から2005年までの60年間である。雲南省の場合、この期間内で最も重要な時期は1950年代初頭である。なぜならこの時期には、ケシ/アヘンの生産、流通、利用(消費)の禁止、ならびに代替作物の導入が徹底して行われ、生態史の区切りとみなしうる大きな変化が生じたからである。

しかし、省レベルの変化の概況をおさえておくことだけでは目が粗すぎる。日本の面積に匹敵する雲南省は生態環境の地域差がきわめて大きい。またひとつの県のなかでも、標高差が2,000m以上ある場合もあり、生態環境がきわめて多様である。加えて、民族構成も複雑であることが珍しくない。そこで、地域や県レベル、あるいはそれよりもミクロなレベルでの情報を入手する必要がある。そうした場合にきわめて有用な資料群のひとつが「県誌」である[兼重 2005: 587]。

さらに、選定した個々の資源生物に焦点をあてたエンサイクロペディックな知の集積を基盤とするプロキシ研究[秋道 2005a: 8-9]をすすめる際に、「県誌」は非常に有用である。なぜなら県誌は特定の県にかんするさまざまな分野の情報を総合的に記した百科全書的な書籍群であるからだ[兼重 2005: 586]。県誌のエンサイクロペディック的な性格をうまく使えば、雲南省の各県の状況について多面的に知ることが可能である。昨年の報告書で述べたように雲南県誌グループでは、雲南省の各県で近年出版されている県誌を収集し、その「大事記」のデータベース製作作業を進行中である[兼重 2005; 宮脇 2005]。

雲南省で上記の問題について考える場合に重要な県のひとつとして筆者が注目しているのが紅河県である。本稿では『紅河県誌』の記述を最大限に利用することによって、ケシ/アヘンをとおして紅河県を中心とした地域生態史を描いてゆくことにしたい。

具体的には、『紅河県誌』の大事記および県誌本文の各方面にわたる記述のなかから、ケシ/アヘンにかんする関連要素を抽出し、相互のからみあいを見出してゆく作業を行う。このことにより、まず民国期末までにおけるケシ/アヘンの生産、流通、利用(消費)の概況について、さらに1950年代以降のケシ/アヘンの禁止令、代替作物の導入が、紅河県およびその関連地域の生態環境にたいして与えた影響や変化について、明らかにしてゆきたい。

2. 雲南省におけるケシ/アヘンの概況

1950年代初期の共産党政権によるケシ/アヘンの撲滅についてよりよく理解するためには、それ以前のケシ/アヘンの状況を押さえておく必要がある。そこで秦の研究[秦 1998]をもとに雲南省におけるケシ/アヘンの生産、流通、利用(消費)、そしてそれらの禁令、代替作物の導入について清朝から民国期末までの概況を簡単

1 とりあえずここでは実施時期の違いについてのみ確認しておきたい。タイでは1969年に国王がroyal projectを設立し、翌1970年からチェンマイ県の山地を皮切りにケシの代替作物の導入が始まった[Renard 2001: 75]。ラオスにおいては1971年8月10日にラオス政府が反アヘン法を成立させ、同年11月15日から施行された[Westermeier 1982: 272-274]。またミャンマーのワ連邦においては、ワ族の指導者たちが1990年8月26日に第一弾の5年発展計画を発表し、2005年の中期までに、支配地においてアヘンを撲滅させることを宣言した[Milsom 2005: 70-71]。

に紹介しておくことから始めたい。

1] 雲南におけるケシ栽培の導入時期

秦によると、文献でたどることができる雲南における最古のケシの栽培時期は清朝の康熙年間中期、すなわち17世紀後期であるという。当時の雲南ではケシはおもに薬用あるいは観賞用として栽培されていた。しかし、あまり積極的には植えられておらず、その栽培面積はごくわずかだった。ところが、後にインド産のアヘンが中国に入ってきて、中国でアヘン吸飲者の数が増加するようになる。このため嘉慶・道光年間(1796年～1850年)にはケシが雲南で大量に植えられるようになり、ついには道光年間(1821年～1850年)に清朝が禁令を出すにいたっている[秦1998:18-19]。この時期、雲南においてケシはすでに商品作物となっていた。

2] 雲南省におけるケシ栽培

雲南省においてケシ栽培にかなった自然条件を備えていたのは、東部と中部である。ここでは平地と山地の両方でその栽培が可能であった。また西部と南部では山地の一部がそれに該当した。いっぽう、西北部の高原と南部の平地地帯(たとえば思茅)はケシ栽培に適しておらず、ほとんど植えられていなかった[ibid.:12]。

ケシは緩い斜度の斜面、肥沃な土地、住宅の周辺の菜園に植えられる。ケシは草木植物に属するため、茎が脆弱で風で折れやすい。農民は地表の排水がよく、地下水の水位が低く、土壌の通気と透水性がよく、風をさけることができる山間の平地を選んでそれを植えていた[ibid.:11]。

ケシは一年生植物で、毎年秋分前後に播種し、翌年の春分前後に収穫する。播種の際、牛を用いて深耕し、土を十分に砕く。また施肥、除草などの必要もあった[ibid.:12-13]。このようにケシ栽培は手間がかかるものであった。

アヘンは未成熟のケシの果実の乳汁を精製して作られる。毎年初春のケシ坊主がまだ青い時節に、夕方を選んで刃物でそれに傷をつけ、乳汁を流出させる。流出した乳汁は酸化して褐色に変わる。ケシ坊主の上で水分が蒸発して乾燥したものを烟土(生土)という。農民はこれを家に持ち帰り、板の上のせ太陽にあててさらに乾かす。雲南各地の農民は自家利用(消費)分をとった残りを買取り人に売っていた[ibid.:14-15]。雲南のアヘンは質がよく値段も安かったので、「雲土」あるいは「南土」と呼ばれて著名であった[ibid.:55]。

3] 雲南省におけるケシ/アヘンの禁令

秦によると、清代中期から民国中期にかけて、雲南では三回の大規模な「禁烟」運動(烟とはアヘンをさす)が行われた。まずは清代の道光年間、つぎに清代末期から民国初期にかけての時期、そして1930年代中期であった[ibid.:154-273]。清朝、国民政府はケシ/アヘンの生産、流通、利用(消費)の禁止令を何度も出した。しかし、禁令を執行すれば政府の財政収入の激減につながるというジレンマをかかえていた。そこで政府は場合によっては、財政収入を維持しつつ、徐々にケシ/アヘンを減らしてゆこうという方策をとった。それはケシ/アヘンの生産、流通を認めるかわりに、それらに対して重税をかけるというものであった[ibid.:22,62-67,193-194]。こうした経緯もあって、度重なる禁令の発布にもかかわらず、民国期末の時点においても、ケシ/アヘンの根絶にはいたらなかった[ibid.:320-326]。

ケシ栽培の禁止は、政府の収入減になるのみならず、生産者の収入の減少にも直結する。禁令を遵守させるためには、生産者の収入減少分を政府が補填することが必要となる。1930年代に雲南省政府が導入したケシの代替作物はサトウキビ、タバコ、油桐(オオアブラギリ)²、漆、三七(サンシチニンジン)³、木綿、キナ樹⁴、茶葉などであった。その他、水稻、茶樹の優良品種を作りだして広めた[ibid.:217,308-309]。もし、綿花、タバコ、サトウキビなどの経済作物を農家に新たに導入するならば、農家にたいするアフターケアとそれらを加工するための施設の建設も必要となる。そればかりか、新たな経済作物や食糧作物を導入する際、農家にもそのための資金が必要となる[ibid.:309]。

2 種子から桐油をとる。

3 その根塊を止血剤として用いる。

4 マラリアの特効薬キニーネの原料として珍重された。

ケシは小春作物であり、その収入は端境期における農家の収入の空白を補填するものとして重要であった。小春作物とは旧暦の10月に種をまく作物のことをさす。ケシの代替作物は小春作物、なかでも産量の多いものがふさわしい。そこで、国民政府は雲南省などに農業改進黨を設けた。小麦、油茶⁵などの小春作物を改良して、それらをもととのケシ畑と冬閑田に播種することによって、小春作物への代替を遂行することが農業改進黨の重要な役目のひとつであった [ibid. : 308-309]。

4] 雲南省におけるアヘンの流通

清朝の道光年間には、すでに雲南産のアヘンは内地へ流通していた。道光皇帝はその流通経路を断つように命じた。その後何度か行なわれた禁煙運動においても同様の施策がとられたが、なかなか徹底しなかった [ibid. : 21-22, 52-91, 253-273]。

以上が雲南省におけるケシ/アヘンの生産、流通、利用(消費)、そしてそれらの禁令、代替作物の導入にかんする清朝から民国期末までの概況である。

3. 『紅河県誌』の記述—清朝、民国期—

これから本題に入ろう。県誌の記述を利用して、民国期末までのケシ/アヘンの生産、流通、利用(消費)について、さらに1950年代におけるそれらにたいする禁令、代替作物の導入の流れについて、紅河県の事例から、具体的にみることにしたい。ケシ/アヘンにかんする記述の粗密は県誌ごとに大きな差がある。幸い『紅河県誌』にはケシ/アヘンにかんして他の県と比べて多くの紙幅がさかれている。

1] 紅河県の概況

紅河県は1950年3月に元江県、石屏県、建水県の一部を合わせて新設された歴史の浅い県である [雲南省紅河県志編纂委員会 1991: 16] (以下、紅河県誌を参照・引用する場合はページ数のみの表示とする)。この県はラオス、ベトナムと国境を接して、雲南省の東南部に位置する紅河哈尼族彝族自治州に属する。紅河の南岸に位置するこの県の面積は2,057平方km。少数民族人口が総人口の93%を占め、ハニ族、イ族、タイ族、ヤオ族などから構成されている。ハニ族がもっとも多く、総人口の74%を占めている。県内の96%が山地で、河谷平地の面積はわずか4%にすぎない。県内の最高海拔は2,745.8m、最低海拔は259mである [1]。標高ごとにみると、面標高259~1,000mの地域が全県面積の15.3%、1,001~1,600mが全県面積の69.3%、2,001m以上が15.4%を占める [59]。タイ族は河谷に、ハニ族は標高の高いところに、ヤオ族はさらに標高が高いところに住む。漢族は交通の要衝、あるいは街に、イ族はハニ族や漢族と雑居している [88]。

表1

	地形・標高	1985年現在 ⁶ の主要作物	所属する郷・鎮
北部 山区	低山河谷 259~1,000m	二期作稲、バナナ、サトウキビ、 冬早菜 ⁷	迤薩、勐龍
	中低山 1,001~1,600m	稲、トウモロコシ、小麦、大豆、 落花生	大羊街、車古、甲寅、樂育、 石頭寨
	中山 1,601~2,000m	稲、トウモロコシ、小麦、大豆、 シュロ、茶、陸稲	浪堤、宝華、阿扎河
南部 山区	中低山 1,001~1,600m	稲、トウモロコシ、茶、ソバ、 芭蕉	三村、埡瑪、洛恩
	中山 1,601~2,000m	稲、トウモロコシ、茶、ソバ	架車

出所： [147-148]に一部手を加えて作成

⁵ アブラツバキ(オオシマサザンカ)：その種子から油をとる。

⁶ 『紅河県誌』に記載されている最新の情報は1985年のものである。

⁷ 具体的には冬ナス、冬キュウリなど [155]

県の北部と南部、そして標高により5つの作物栽培区に区分されている。それを表1に示した(地図1もあわせて参照のこと)。本稿において注目すべき作物は北部山区中低山、中山地区における小麦である(詳細は後述する)。

また、紅河県は華僑の故郷として著名である。これは民国期に当地で盛んであった馬幫交易(アヘン交易も含む)に従事していた県下の商人がラオス、ベトナム、タイ、ミャンマーに移住したためである。馬幫とは荷物を運搬する馬やラバのキャラバンのことをさす。

2] 清朝時代のケシ栽培

まず清朝時代から始めよう。紅河県では、清朝の同治年間(1862年～1874年)にはすでに山地においてケシの栽培が始まっており、農民は自らアヘンを製造していた[155]。当時のアヘンは民間で病気の治療に用いられていた[703]。

清朝末期の紅河県において、商品作物の中心は茶であった。紅河県における茶の栽培は、道光20年(1840年)に易武⁸から茶を導入したことに始まる。光緒10年(1884年)には県内で茶の栽培がブームとなった[152]。しかし、光緒末年(1908年)には、アヘン吸飲者の数が増えてきた⁹。そのため、茶の価格が下落し¹⁰、アヘンの価格が高騰し始めた。県内の農民は自家利用(消費)用に少量の茶樹だけ残して、大部分の茶樹を伐ってケシに植えかえた。また、彼らは新たにアヘンの製造も始めるようになった[152]。

3] 清末・民国期のアヘンの流通

清朝最末期から民国初期にかけて、紅河県のアヘンの取引に大きな影響を与えたふたつの出来事が起こった。ひとつは宣統3年(1911年)、広東商人の迺薩^{イザ}(現在の紅河県の中心地=県城)への到来である。広東商人は河口から船に乗って紅河を北上し、迺薩にアヘンの買いつけにやってきた[8]。もうひとつは成立したばかりの中華民国政府が翌、民国元年(1912年)に出したケシ栽培の禁令である[8]。この禁令をきっかけにアヘンの価格が暴騰した[537]。

以上のふたつの出来事により、紅河県におけるアヘンの取引が活発化した。迺薩の商人は共同で資本を集め、ラバで半開(当時の雲南省の通貨)を元江、墨江、磨黒、勐主¹¹ 一帯まで運んだ。そこでアヘンを買い入れ、迺薩に運び広東人に売却して大きな利益をあげた。この後、紅河県内の迺薩、楽育、安慶、大羊街などの地の商人がキャラバンを組織し、アヘン交易を行なった[261]。

民国3年(1914年)迺薩の一商人がキャラバンを率いてミャンマーとの国境地帯の瀾滄、耿馬一帯に深く入り込み、アヘンを仕入れた¹²。これが「走烟幫」の先例となった。[261, 537]。「走烟幫」^{ツォウイエンバン}とはキャラバン(幫子)を組んで、組織的にアヘンの商売をすることにたいする地元の人々の呼称である[2, 537]。このときに、滄源、瀾滄、班洪、班弄¹³、耿馬への通商路がはじめて開かれた[235]。「走烟幫」では主に国内を対象とし、瀾滄、西盟などミャンマー国境一帯に赴いた[2, 260](地図2を参照)。

さらに「走烟幫」の商人は当地の少数民族の頭との関係を利用し、キャラバンを率いてミャンマー国境地帯の山地により深く入り込み、アヘンの買いつけを行った。これにより、迺薩とミャンマーの間に「走烟幫」の交易路がはじめて開かれた。

交易路はさらに延びてゆく。翌民国4年(1915年)、迺薩の二人の商人がキャラバンを率いてミャンマー経由でタイに入り、アヘンの買いつけを行なった。これらの地で仕入れたアヘンは迺薩に持ち帰って売却された。彼らの一部がミャンマー、タイに居住する初代の紅河県出身の華僑となった[261, 537]。

アヘン商売の成否は政府の出すアヘン政策に左右されるものであった。民国8年(1919年)、雲南省政府は一転して、ケシ栽培を黙認した。紅河県内の山地でもケシが広く植えられた[9]。しかし、ケシ栽培の解禁は必ず

8 現在の勐臘県内の一地名。ラオス国境に近い。

9 ここでいうアヘン吸飲者とは紅河県内のアヘン吸飲者なのかどうか、『紅河県誌』には記載されていないため、不明である。

10 なぜアヘンの吸飲者が増えると茶の価格が下がるのか。この因果関係について『紅河県誌』には記載されていない。

11 磨黒は現在の普洱哈尼族彝族自治州の磨黒鎮、勐主は現在の景谷傣族彝族自治州の勐主鎮に相当すると思われる。

12 当時の雲南省では、ミャンマーとの国境付近の辺境県までには政府の禁令は実効力をもっていなかったと思われる。

13 班洪は現在の滄源佤族自治州の班洪郷に相当すると思われる。班弄は現在の滄源佤族自治州内あるいはその近隣に位置すると思われるが、今のところ詳細は不明。

しもアヘン交易を促進させる結果にはならなかった。その理由は、ひとつはアヘンの値段の下落、もうひとつは重い税金の負担であった¹⁴。政府はアヘン100両(1両は1斤の10分の1)ごとに6元の税金を課した。税が重いため多くのアヘンのキャラバン隊(烟幫)が損失をだし、その他の貨物への転換を迫られた。利益がとて薄いため外向けのアヘンの商売は低調になった[262, 537]。

紅河県の商人たちはアヘンの国内と国外における価格差や外国為替レートの変動をみながらアヘン交易をすすめていった。民国17年(1928年)末に昆明のアヘンの価格が暴落した。フランス人がフランス・フランでアヘンを買入れるといった情報がラオスのサムヌア(Sam Neua)在住の紅河県出身の華僑¹⁵が帰郷した際に伝わってきた。そこで迺薩の商人は集団で資本を集め、すぐさま昆明、丘北などの地に赴きアヘンを仕入れ、玉溪、元江を経て、船で迺薩に持ち帰った。その後、迺薩で人とラバを調達し、辺鄙な道を通ってアヘンをサムヌアに運んで販売した(地図2を参照)。それで得たフランス・フランを雲南に持ち帰り、半開に両替した。当時の交換レートは1フラン=半開3~4元であったため、その利益は三割にのぼった。そこで、ミャンマー、タイへアヘン商売に行っていたキャラバンも目的地をサムヌアにきりかえた。これを契機に紅河県内では、「下壩子」のブームが起こった[260, 537]。紅河県の人びとはラオス、ベトナム、タイを「壩子」(山間の盆地をさす)の地と称していた。「下壩子」とは国を出て、それらの国に赴いて商売をするという意味である[2]。人とラバと資金を集め、迺薩に集合し、キャラバンを組んで国外に出かけて商売する人びとが県内各地であらわれた。迺薩では青年壮年の男性の大部分が資本を投入して「下壩子」の商売をした[260, 537]。

1928年~1937年の間、紅河県とラオスのサムヌアの間において以下のような形で馬幫による「下壩子」が行なわれていた。まず往路では、紅河の商人たちは迺薩産の手織り布、布靴、布帽子、そして通海産の布および銅鍋、絹糸などの多種の土地の雑産品をもって、中国ラオス国境一帯ミャオ、ヤオ、アカ族などの少数民族地域に赴く。そこでそれらをその地でとれるアヘンと交換する。次にアヘンをラオスのサムヌアに運び販売する。復路ではラオスで山地の産物、薬材(鹿茸、鹿骨、虎膠¹⁶、熊肝など)を仕入れ、それらを昆明等に運んで売っていた[261, 538]。

もうひとつの形はミャンマー、タイに行きアヘンと藍を購入し、それらを中国国内に運んで売るといったものであった[538]。

この期間「下壩子」を行う人びとのなかでラオス、ベトナム、ミャンマー、タイなどに居住するものがだんだんと増加した。そのなかには、漢族のほか、ハニ、イ、タイ族なども含まれていた[538]。

民国26年(1937年)、国民政府は再び禁烟令をだした。国内のアヘン価格は上昇した。しかし、キャラバンがラオスのサムヌアから持ち帰るフランス・フランの、半開にたいする交換レートが下落し、1フラン=2元となった。この交換レートでは利益が見込めなくなったので、大部分の商人は「下壩子」をやめ、国内対象の「走烟幫」へと切り替えた[538]。

迺薩の商人たちは、辺境の山地で仕入れたアヘンを迺薩に持ち帰って売却する場合もあった。民国30年(1941年)、内地ではアヘンが欠乏したので、アヘン価格が上昇した。建水などの商人が迺薩にやってきて先を争ってアヘンを購入した。県内では「下壩子」、「走烟幫」がまた盛んになった。「下壩子」の場合、緑春、墨江などの商人も、迺薩のキャラバンに随行してラオスのシェンクワン(Xieng Khouang)、サムヌア、ルアンパバーンおよびミャンマーのミャオ族が住む山地に行き、アヘンと交換し、迺薩に持ち帰って建水の商人に売った(地図2を参照)。当時は通海や昆明産の布がアヘンと交換されていた。一匹あたり2.5斤の重さの通海の布がアヘン三両と、一匹あたり1.5斤の重さの昆明の粗二八布¹⁷がアヘン二両と交換可能であった。1930~40年代にかけての時期に行なわれた「下壩子」において、ベトナム、ラオス、ミャンマーの辺境一帯のさまざまな山地民族と

14 税の徴収対象が生産者なのか、販売者であるのか知りたいところだが、『紅河県誌』にはそれにかんする記述はみあたらない。

15 民国元年(1912年)迺薩の商人胡松昌、大羊街の商人高有順らはラオスのシェンクワン(Xieng Khouang)へ交易に行っていた。彼らが故郷に情報を伝えた[260]。

16 トラのニカワ。薬用に用いられた。

17 四川の周景西という人が1923年に昆明で「大道生」という屋号の店を開き、手織りの布を商った。彼は布の規格統一の必要性を感じ、道具などを改良した。その結果、毎日8時間の労働時間で一日あたり二匹の布が生産できるようになった。この方法で当時生産していた布は三二布と二八布の二種類があった。三二布は縦糸と横糸の両方が細いもの、二八布は縦糸が細く、横糸が太いものであった。「玉溪網. 経済版」<http://economy.yuxi.gov.cn/xxxs.asp?id=2005100815191490955>

紅河商人の間で、アヘンと交換された主要な商品は雲南産の布であった¹⁸。

「走烟幫」の場合、大多数は瀾滄、緬寧、双江、耿馬、黒山、阿佻山、新漫蚌、岩帥¹⁹などの雲南・ミャンマーの国境地域へと赴きアヘンと山の産物や薬材を仕入れて、迤薩や昆明に運んで売った(地図2を参照)。

この時期は「下壩子」と「走烟幫」の最盛期であり、アヘンの商売の従事者、山の駅道を行き交うキャラバンの数が最も多かった。この時期にはベトナム、ラオス、ミャンマー、タイ国などに僑居する華僑が再び増加した[261, 262, 538]。

対日抗戦時期(1937年～1945年)の末期には迤薩は「江外」(紅河南岸)のアヘンの集散地として栄え、商業、飲食サービス業、馬幫運輸業、手工業、建築業などがきわめてさかんであった[206, 218, 258, 260, 399, 411, 542]。

民国36年(1947年)末には国内情勢が不穏になり、アヘン・キャラバンの商売はだんだんと低調になった[538]。1948年になると国内のアヘン価格は下落し、販路も阻まれた²⁰[261]。

紅河県解放前後の1949年末から1950年にかけて、共産党に疑念をもつ県内の一部分の商人は国を出て、その資本をラオス、ベトナム、ミャンマー、タイ国などに移した[538]。

このようにして、紅河県商人が迤薩を中心として盛んに行っていた「下壩子」、「走烟幫」活動は1951年には消滅してしまった[535]。

表2: 「走烟幫」と「下壩子」の対照表

	走烟幫	下壩子
資金	多くの場合、多人数の合同経営。	一家あるいは数家が契約し、ラバと人夫を雇い一緒に赴いた。利益と損益は自己責任。
行き先	多くは雲南省西部辺境、一般に国外へは出ず。	おもにラオス、ベトナム ²¹ へ。少数はミャンマー、タイへ。
護衛の有無	武装した護衛をつけた。	自分で武器を持ったが、武装した護衛はつけず。
経営方式	半開を携えてアヘン、山の産物、薬材を仕入れ、持ち帰って売却。	手織り布と日常雑貨をラバで運び、山の産物、薬材、アヘンと交換して、それらを持ち帰って売却。
実施期間	民国初年(1912年)～1947年	清朝光緒年間(1875年～1908年) ²² ～1951年
往復に要する時間	約2～3ヶ月	冬に出発、翌年の夏に帰郷。翌夏に間に合わない場合は雨季が終わるのを待って帰郷 ²³ 。

出所: [260]をもとに作成

『紅河県誌』には走烟幫と下壩子にかんする記述はまだほかにもある²⁴。だが、紙幅の制限があるのでこれ以上は紹介できない。そこで走烟幫と下壩子の違いに限定して、両者の対照表(表2)を示すにとどめることとする。

18 先にも述べたように、彼らは通海の手織りの布、昆明の粗二八布を好んだ。さらに紅河県産の手織りの布、衣服、布靴、布の帽子を好んだ。刺繍入りのものがよく売れた[547]。『紅河県誌』はベトナム、ラオス、ミャンマーの辺境一帯のさまざまな民族が雲南産の布を所望する理由について以下のように記述している。彼らは中国のことを「大朝」と呼ぶ。そして、彼らは自分たちの故地は雲南省の蒙自、個旧、臨安(建水の旧称)あたりだと考えている。そして死人に着せる装束は、必ず中国産の布で作った衣服、男物の長い服(長袍)、長い服の上にはおる男性用の短い上着(馬褂)、布靴でなければならない。こうしないと、死者の靈魂が「大朝」に戻れないと考えている[547]。

19 緬寧は臨滄県の旧称。岩帥は現在の瀾滄佤族自治県の岩帥鎮に相当すると思われる。阿佻山とは佻(ワ)族が分布する地域をさす。具体的には東経99°～100°、北緯22°～24°の、メコン河とサルウィン河の間の怒江山脈の南側一帯の山地をさす[佤族簡史編写組1986: 1]。黒山と新漫蚌については今のところ不明。

20 1947年末以降、国内情勢が不穏になり、アヘン・キャラバンの販路が阻まれるようになった要因は国共内戦と思われる。

21 光緒9年(1883年)、迤薩の商人が日用雑貨、小成葉(葉の一種)をラバで運び、国境を越えてはじめてベトナムの萊州(Lai chau)に販路を開いた。その後、大羊街、浪堤の商人も茶葉を萊州までラバで運んで売り、当地で綿花とその他の土地の産物を仕入れ、迤薩を持ち帰って販売した[260]。馬幫の交易品はアヘン以外のモノ(たとえば日用雑貨、茶葉など)も少なくない。本稿では、ケン/アヘンをプロキシに選定し、それに限定して論じているため、アヘンと関連がない交易品は記述の対象外としている。このことを断っておきたい。

22 最も早く開かれた「下壩子」のルートはベトナムの萊州(Lai chau)ルートであり、それは光緒9年(1883年)のことであった[260]。

23 紅河県と東南アジア大陸部の壩子の間を往復する「下壩子」交易のスケジュールはモンスーンの乾季/雨季のサイクルに拘束されていた。

24 たとえば走烟幫、下壩子のおおまかなルートについても記載されている[540]。

4] 人、ラバ、モノの動きと生態環境の相互関係

馬幫交易によって人、ラバおよびモノが雲南と東南アジア大陸部の諸国家の間を移動した。馬幫交易により各地に移住した紅河県出身の華僑は、国外から紅河県にさまざまなモノをもたらした。たとえば移住先の国でとれる薬材や産物のほかに、ミシン、レコードプレーヤー、腕時計、パーカー万年筆のような西洋の品々もあった[547]。注目に値するのは、外来の生きた動植物が紅河県に新たにもたらされたことである。植物ではマレーシアの鳳凰花、ラオスのシェンクワーンの洋ザクロ、ミャンマーの龍舌蘭、ベトナムのハノイの小蜜多蘿(人参果)²⁵。1940年代にミャンマーから導入されたクチナシは1985年の時点でもなお花を咲かせている。動物ではシェパード犬、矮脚鶏²⁶などである[547]。

馬幫交易によって移動したのは人、ラバ、モノだけではなく、人の動きに伴い、技術や知識も動いた。たとえば、ラオス、ベトナムの山地あるいは河谷において少数民族といっしょに住むようになった紅河県出身の華僑たちは水稲耕作、野菜栽培や調理技術を伝授した。また、従来現地の人は鑑賞用にハスを植えていたが、レンコンが食用になるとは知らなかった。紅河県出身の華僑はレンコンが可食であることを現地の人びとに教えたのである[547]。

馬幫に従事するラバや人が、道中あるいは目的地で病気にかかることもあった。民国26年(1937年)、迤薩と浪堤からラオスへ交易にでかけた馬幫のラバが伊氏錐虫病²⁷に罹患した。ラバは紅河県にこの病気を持ち帰ったため、県内の迤薩、浪堤のラバにも感染し、1,000頭あまりのラバが7頭を残して死に絶えてしまった。以降紅河県各地でこの病気は何度も発生している[168]。

いっぽう馬幫交易に従事した紅河県の人びとは、紅河県と生態環境の異なる「壩子」に赴いたさいに、壩子病という風土病に罹患することもあった。壩子病にかかるとマラリア、下痢、脾臓腫などの症状を発症し、命を落とす場合もあった。民国24年(1935年)、ラオスのサムヌアに到着した人の大部分が壩子病にかかり、死者は30数名に達した[539]。

以上の二つの事例はともに、生態環境が人間・動物の健康に及ぼす影響をみるうえで興味深い。

5] 民国期のケシ栽培

つぎに民国期の紅河県におけるケシの栽培についてみておこう。

先に述べたように、光緒末年(1908年)のアヘンの価格の高騰を受けて、紅河県の農民たちは、茶樹に代えてケシを植えるようになっていた[152]。民国期にはいると、大面積のケシ栽培が始まり²⁸[155]、県下でケシの栽培が非常に広く行なわれるようになった[495]。

しかし、のちに国民政府がケシの栽培を禁止すると、農民は再び茶を植え始めた。抗日戦争が始まると茶葉の販売は滞り、アヘン吸飲者の数が増えてきた。そのため、アヘンの価格が高騰した。農民は茶の生産をアヘンの生産に切り替え、茶畑は再びケシ畑にかわった[152-153]。このように、紅河県の農民たちは、アヘンの市場価格をにらみながら、茶栽培とケシ栽培を臨機応変に切り替えていた。

民国期までは、県下の標高1,200m以上の地域においては、面積の大きい畑地では一年に一度だけの収穫に限られていた。植えられていたのは大春作物のみで、小春作物はほとんど栽培されていなかったからだ。大春作物とは稲やトウモロコシのような春まきの作物をいう²⁹[67, 137]。

民国期に小春作物が栽培されていたのは、土質が肥沃で村からの距離が比較的近い一部分の山地の畑に限られ

25 果物の一種か？

26 趾骨の長さが短い鶏をさすと思われる。

27 日本語の病名が不明なため、中国語表記のままにしてある。錐虫とは trypanosome のこと。伊氏錐虫病とは伊氏錐虫(T.evansi)が家畜の血液の中に侵入することにより発病する。熱帯と亜熱帯が主な発病地区である。馬とラバがもっともかかりやすく、ロバがこれに次ぐ。急性の発作を起こし、体温が40℃以上になるが、数日後常温まで回復する。しかし短い期間において、再び高熱を出す。何度も高熱を出すことによって馬は痩せ、食欲が減退し、体の表面には水腫を生じ、貧血を起こす。眼の結膜は蒼白あるいは黄色になり、時には結膜に出血斑が現れる。病気の重い馬は反応が遅鈍になるか神経質になって前に突進したり、或いは円を描いた運動をしたりして、最後には後半身が麻痺して死亡する。「中国大百科全書 知恵蔵」錐虫病 <http://wordpedia.picdc.org.tw/Content.asp?ID=16081&Query> 2006年6月18日取得

28 北部中低山地区(標高1,001~1,600m)に属する甲寅、期東、美東、可佐紅、洛瑪壩、二丙丁、咪田寨などの7つの村(いずれも1985年時点の行政区分では甲寅郷に属する)は毎年、ケシを1,000余ムー植えていた。一般にムーあたり30両前後のアヘン(烟土)を産出しており、それは当地を支配していた土司の重要な収入源になっていた[155]。

29 1985年の時点で紅河県において栽培されている大春作物は、稲、トウモロコシ、ダイズ、ソバ、コウリヤン、金豆、白フジ豆、緑豆、レンズ豆、粟、サツマイモ、ジャガイモ、キャッサバ、食用カンナ(芭蕉芋)などである[150]。

ていた。そこでは秋の収穫以降にケシ、少量のエンドウ、ソラマメなどを裏作していた [137]。民国期、山地でケシを栽培していたのはハニ族、イ族、漢族の農民であった。彼らはケシ畑への施肥を重視しており、畜肥を入れることが多かった [140]。

現在の紅河県がまだ成立していなかった民国期においては、県下の多くの地域は土司（世襲の官職を与えられた各地の非漢族のリーダー）の支配下におかれていた。土司は支配下にある農民から「烟捐」（アヘン税）を徴収しており、それが土司の財政の柱になっていた [155, 481]。ケシの栽培禁止をすすめようとした民国初期、土司の支配地に国民政府の役人が入りこみ、実力行使でケシ畑のケシを削除しようとし、抵抗する農民や土司との間で武力衝突が生じることもあった [8, 9, 492-493]。

6] 民国期のアヘンの利用（消費）

最後に民国期の紅河県におけるアヘンの利用（消費）について述べておこう。当時県下では成人男子がアヘンを吸飲するのは普通であった [155]。県内におけるアヘン吸飲常習者の割合は20%を越えていた [495]。「走烟幫」、「下壩子」が最盛期であった1938年から1947年にかけては迤薩には少なからぬ烟館（客にアヘンを吸飲させる店）があった [260]。

以上が『紅河県誌』に記載されている、清朝から民国期にかけてのケシ／アヘンの生産、流通、利用（消費）についてのあらましである。

4. 『紅河県誌』の記述—中華人民共和国成立以降—

最後に中華人民共和国成立以降の変化をみておこう。

1] ケシ／アヘンの根絶

1949年10月1日に中華人民共和国が成立した。西南軍政委員会は同年に「禁烟条例」を發布した。紅河県設置以降、紅河県人民政府は「禁烟条例」にもとづき禁烟委員会を作り、禁烟政策を宣伝した。1950年から1954年にかけて、県下の各地で禁烟運動を行ない、ケシ栽培、アヘンの販売、吸飲を禁止した。私人が所持するアヘンを没収し、烟具（アヘン吸飲の道具）全部を破棄した。また街の烟館を取り締まった。アヘン中毒患者にたいしては県下各地で「戒烟学習班」を開き、更生させた [20, 498]。このため、アヘンの吸飲は1954年までに、ケシ栽培は1956年の土地改革の時に根絶された³⁰[155, 703]。

2] ケシの代替作物の導入

1951年以降、紅河県では徐々に耕作制度の改革を行なった。そのさい、政府が重視したのは、新たな小春作物の導入であった。

もともと県下の標高1,200m以上の地域において、地元の農民たちは面積が大きい畑地や「雷響田」（水を天水に依存している田で、雨が降らないと稲の栽培ができない）に小春作物を植える習慣を持たなかった [67, 137]。政府はこうした旧弊を改めさせ多毛作面積を増やし、多毛作指数をあげるように働きかけた [137]。1955年に全县で小麦、ソラマメ、油菜を3,820ムー植え付けた³¹[137]。1958年に行なわれた農業の大躍進においては「小春大革命」が展開され、小春作物の栽培面積が拡大した³²。1985年の時点において、紅河県で栽培されている小春作物には小麦のほかにソラマメ、エンドウがある [150]。

共産党政権はケシの代替作物の導入を積極的におこなった。ケシの代替作物として導入したのも、やはり小春作物であり、その中心は小麦であった [15, 498]。紅河県では民国時代までは小麦が植えられたことはなかった。1950年代になってはじめて紅河県で小麦の植え付けが始まった [18, 498]。1951年に大羊街郷（北部山区中低山地区）と浪堤郷（北部山区中山地区）ではラバの隊列を組み、石屏から小麦の種子を13,000万斤導入した。秋には農民を組織して1,240ムーを試し植えし、30万斤収穫した。のちに楽育地区（北部山区中低山地区）で

30 ただし、文化大革命の10年内乱の時期、辺鄙な村落においては少数の人びとが密かに栽培、販売、運搬を行なったことはあった [498]。

31 県下の耕地面積の多毛作指数は、1952年は104.7%、1966年は114.6%、1979年は153.3%、1985年は141.6%へと推移した [137]。

32 1959年に全县の小麦栽培面積は4,700ムーに達した。導入された小麦の品種は多くが南大2419であった [152]。小麦、ソラマメ、アブラナをあわせた栽培面積は1966年には14,112ムーに、1979年には40,914ムーへと増加した [137]。

も少量が植えられた(表1参照)。

共産党政府が経済作物であるケシの代替作物として食糧作物の小麦を導入した背景には、食糧不足の解消を優先させようとする政策判断があったと思われる。ケシの栽培がさかんだった民国期には、ケシ栽培の拡大は雲南省全体の食糧生産量の減少の原因になっていたという[秦 1998: 200]。紅河県の場合、民国期まで食糧生産は稲作が主体であったが、「上で元江の米を食べ、下で新街(元陽)の穀物を食べる」と昔からいられていたように、食糧の自給は実現できていなかった[2, 120, 302]。紅河県成立以降、1952年～1957年の間は、元江県、元陽県から穀物を338万斤(年平均で56.3万斤)移入しなければならなかった。紅河県において食糧の自給が実現したのは1958年のことであった[315]。

5. おわりに

筆者は、ケシ/アヘンにかんする禁令とケシの代替作物の導入に注目しながら、メコン川流域におけるケシ/アヘンの生産、流通、利用(消費)の消長を明らかにし、そのことをとおして地域生態史を描くことを目指している。そのためにまず、雲南省から着手することとし、本稿では『紅河県誌』の記述を利用して、紅河県を中心とした地域生態史のあらましを描こうと試みた。

まず紅河県内の生態史についてごく簡単にまとめておこう。清朝末期から民国期にかけて、県内の山地に住む農民たちは市場の趨勢をみながら茶とケシのいずれかを選択して栽培していた。中華人民共和国期にはいると、ケシ栽培はほぼ根絶された。ケシ栽培にかわり政府が導入したのは小春作物で、主体は小麦であった。重要なのは、小麦は紅河県においてこれまで栽培されたことがなかった外来の作物だということである。こうした外来の作物の早急な導入は、北部山区の中低山、中山地区(表1参照)の生態環境と農民たちの生業のありかたに少なからぬ影響を与えただろうことは想像に難くない³³。また小麦が、そのまま県内で食糧として消費されるようになったとすれば、当地の食生活、食文化にも何らかの変化をもたらした可能性も指摘できよう。

迤薩は紅河の水運に恵まれアヘンの集散地となった。同時に、国内(雲南省内)を対象とする「走烟幫」、ラオス、ベトナム、ミャンマー、タイなど国外を対象とする「下壩子」という二種類の馬幫交易の基点でもあった。紅河県の生態史についての理解を深めるためには、こうした水陸交通を背景とした複数の形態の交易による外地とのむすびつきを視野に入れることが必須である。

アヘン交易にともない、紅河県と取引先の間で人とラバ、そしてモノの移動があった。

「走烟幫」においては、瀾滄、西盟など中国ミャンマー辺境一帯と紅河県の間で人、ラバ、モノの往来があった。1930～40年代にかけて盛んであった「下壩子」において、紅河商人はベトナム、ラオス、ミャンマーの辺境一帯のさまざまな山地民族との間で、またベトナム、ラオス、ミャンマーの「壩子」社会に住む人びととの間で、アヘンを中心とした交易を行っていた。アヘンの交易によって、中国ラオス国境付近の山地少数民族社会と「壩子」社会、そして紅河県の迤薩や通海県、昆明など雲南省における商業の中心地という、少なくとも3つの異なった生態環境の間でモノが移動していた。また、紅河県内にラオス、ベトナム、ミャンマー産の生きた動植物が新たに導入されることもあった。

生態環境の違いはその間を移動する人やラバの健康にも影響を及ぼした。「壩子」という異なった生態環境に遭遇した紅河商人たちは「壩子」病に罹患した。またラバの伊氏錐虫病がラオスから紅河県に流入した。紅河県華僑の移住に伴い、彼らのもつ技術や知識も移住先に導入された。その結果、移住先の生態環境に影響を与えた場合もあった。このように、アヘン交易によって移動したものは人、ラバ、およびモノだけにはとどまらなかった。

馬幫が行なうアヘン交易の成否は、政府によるケシ/アヘンの禁令やアヘン価格のみならず、フランス・フランスと半開の交換レートにも左右されていた。迤薩の商人たちは状況をみながら、辺境の山地で仕入れたアヘンをラオスのサムヌアに運んで売却するか、迤薩に持ち帰って売却するか、を選択していた。このことは、ケシ/アヘンのプロキシ研究において、政治、経済的背景をおさえておくことが重要であることを示している。

最後に今後の課題を三つあげて本稿を閉じることにしたい。

33 また、もともとケシを植えていなかった地域、すなわち裏作をしていなかった地域でも、多毛作化された。このことにより、農閑期が短くなり、現地の農民たちの一年の生業カレンダーが大きく変化したと考えられる。

(1) 冒頭でのべたように、県誌はエンサイクロペディックな性格をもつ。この性格は裏返せば、総花的とも言い換えることができる。すなわち、ある特定のトピックについて深めて行こうとするさいに、県誌の記述だけでは十分な掘り下げが難しいという、短所もあわせもっているということだ。たとえば、紅河県の山地において、茶からケシ、ケシから茶への転換、またケシから小麦への転換がおきたことは『紅河県誌』に記載されている。しかし、よりミクロな情報、すなわち、こうした転換に伴って、農民たちの日常生活においていかなる具体的変化が起こったのかという、我々が知りたい詳細にかんする記述を欠く。今後は紅河県において現地調査を行ったり、他の文献資料を発掘したりすることによって、『紅河県誌』の記述の不足を補う必要がある。

(2) 本稿で対象としたのは紅河県という一つの県の事例である。今後はこれにとどまらず、雲南省内の複数の県を対象に、ケシ/アヘンというプロキシの事例研究を積み重ねてゆくことを二つ目の課題としたい。今後も引き続いて、県誌のエンサイクロペディックな性格を最大限に生かすようところがけながら、今回紅河県を事例として行なったのと同様な作業—県誌の各方面にわたる記述のなかから、さまざまな関連要素を抽出し、相互のからみあいを見つけてゆく作業—を行う。このことにより、各県ごとのケシ/アヘンの禁止令、代替作物導入にともなう生態環境の変化について明らかにする。このことは同時に紅河県の事例を相対化することでもある³⁴。

(3) 1947年に「走烟幫」が、1951年に「下壩子」が相次いで途絶えた。このことは紅河県の馬幫商人に影響を与えたにとどまらない。取引先とのあいだで続いていた従来の人、ラバ、モノの移動パターンが大きくかわり、取引先各地に多大な影響を与えたはずである。

紅河県からやってくる馬幫が途絶したことにより、雲南の辺境地域、ラオスやミャンマーの山地少数民族社会や「壩子」社会に住む人びと、また彼らを取りまく生態環境は、どのような影響を被ったのであろうか？この疑問に答えてゆくことは、そのまま、1950年代以降を対象にメコン川流域という広がりをもった地域の生態史を描いてゆく時の一助となるはずだ。

筆者は本稿の冒頭で以下のように述べた。メコン河流域の各国政府によってケシ/アヘンの禁令の実施時期、具体的内容、ケシ栽培の代替策がそれぞれ異なる。それらの違いは、国境線の両側のケシ/アヘンにかんする状況に「ずれ」を生じさせる。その「ずれ」が新たな人とモノの流れを生み出してきたと考えられる、と。

「ずれ」が引き起こす新たな人とモノの流れ。しかも異なった国で違った時期に異なった形で引き起こされる複数の流れ。それらをひとつひとつ解きほぐすことによってメコン川流域の地域生態史を、時間と空間の両側面から動的に描くことができるはずだ。これが三つ目の課題である。

参考・引用文献

[日本語]

- 秋道智彌 2005a 「はじめに」、『アジア・熱帯モンスーン地域における地域生態史の総合的研究：1945-2005 2004年度報告書』（以下『2004年度報告書』と略記） 京都：総合地球環境学研究所 pp.5-21
- 秋道智彌 2005b 「アジア熱帯モンスーン地域における地域生態史研究と『生態年代記』、『稲作・漁労文化複合』、『プロキシ研究』、『2004年度報告書』 京都：総合地球環境学研究所 pp.568-574
- 兼重 努 2005 「『県誌』の『大事記』をもちいた雲南省生態史データベースの構築」、『2004年度報告書』 京都：総合地球環境学研究所 pp.585-589
- 宮脇千絵 2005 「生態史クロニクルにおける雲南省の『県誌』の利用について」、『2004年度報告書』 京都：総合地球環境学研究所 pp.579-584

[中国語]

- 滄源佤族自治県地方誌編纂委員会（編纂） 1998 『滄源佤族自治県誌』 昆明：雲南民族出版社
- 瀾滄県地方誌編纂委員会（編纂） 1996 『瀾滄拉祜族自治県誌』 昆明：雲南人民出版社

34 たとえば『瀾滄拉祜族自治県誌』、『西盟佤族自治県誌』、『滄源佤族自治県誌』をひもとくと、1950年代のケシの代替作物としての小麦の導入の事例は紅河県に限定されないことが明らかになる[瀾滄県地方誌編纂委員会 1996: 13, 204, 207, 518; 西盟佤族自治県誌編纂委員会 1997: 13, 104; 滄源佤族自治県地方誌編纂委員会 1998: 16-17, 171-174]。

秦 和平 1998 『雲南鴉片問題與禁烟運動(1840～1940)』成都：四川民族出版社
佤族簡史編写組 1986 『佤族簡史』昆明：雲南教育出版社
西盟佤族自治県誌編纂委員会(編纂) 1997 『西盟佤族自治県誌』昆明：雲南人民出版社
雲南省紅河県志編纂委員会(編纂) 1991 『紅河県誌』昆明：雲南人民出版社

[英語]

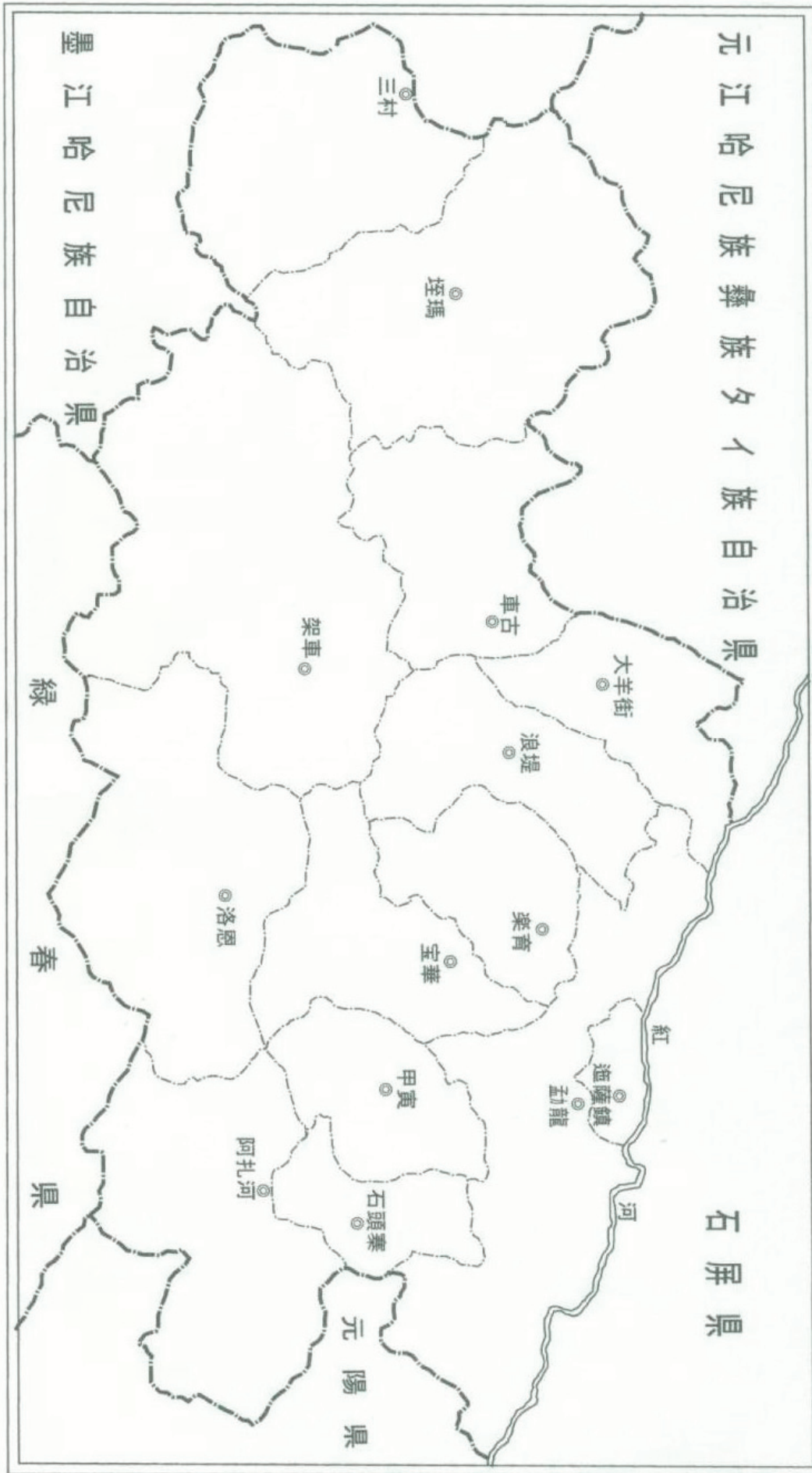
Milsom, Jeremy 2005 The Long Road out of Drugs: The Case of the Wa. in Jelsma, Martin; Kramer, Tom; Vervest, Pietje (eds.) *Trouble in the Triangle: Opium And Conflict in Burma*, Chiang Mai : Silkworm, pp.61-93
Renard, Ronald D. 2001 *Opium Reduction in Thailand, 1970-2000 : A Thirty-year Journey*, Chiang Mai : Silkworm
Westermeyer, Joseph 1982 *Poppies, Pipes, and People : Opium and Its use in Laos* , Berkeley : University of California Press

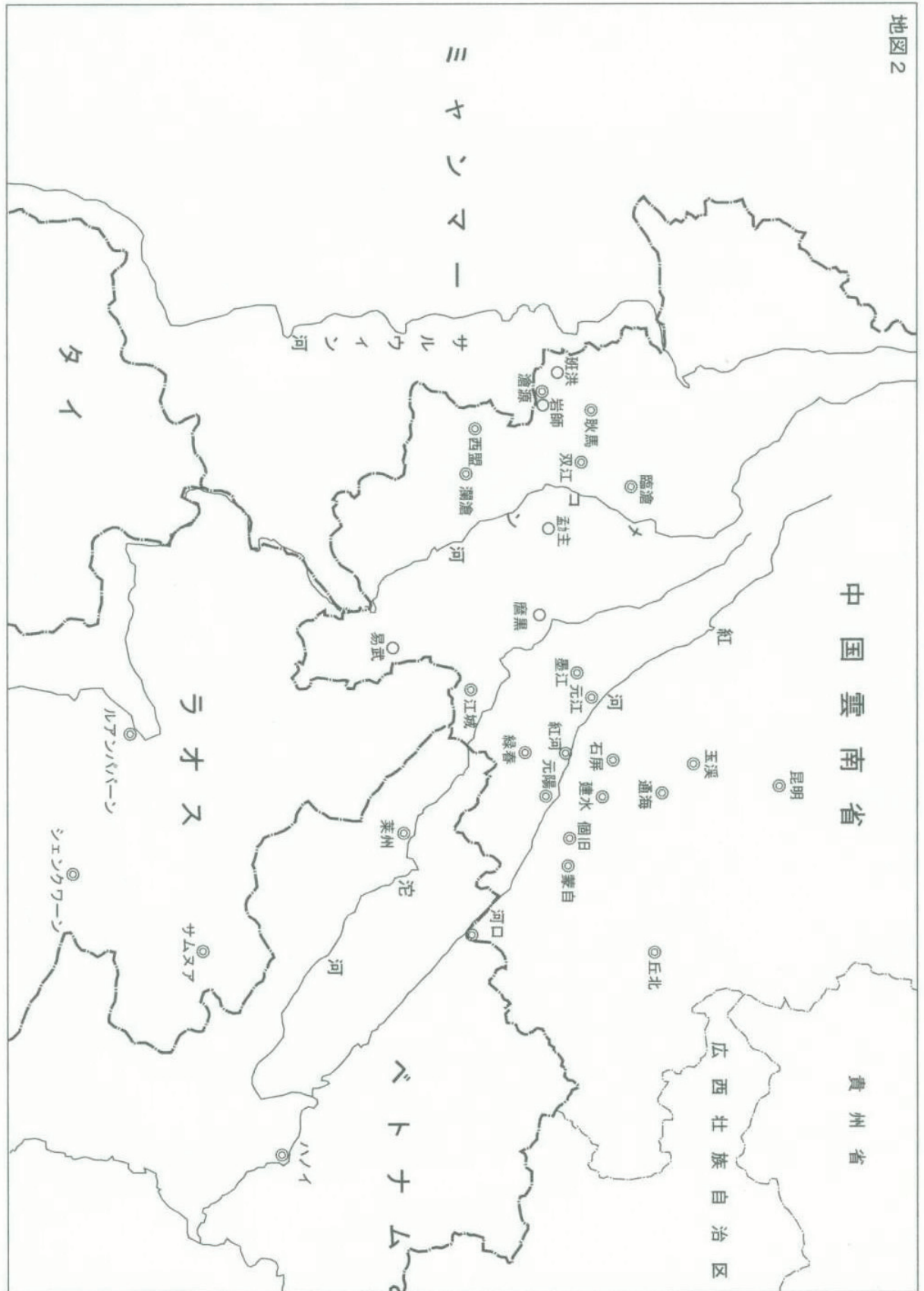
[Web Site]

「玉溪網. 經濟版」<http://economy.yuxi.gov.cn/xxxs.asp?id=2005815191490955> 2006年6月18日取得
「中国大百科全書 知恵蔵」 「錐虫病」 の項目 <http://wordpedia.pidc.org.tw/Content.asp?ID=16081&Query>
2006年6月18日取得

Abstract: Utilizing the data, collected from *Honghe County Gazetteer*, concerning the prohibition against poppy & opium and the introduction of substitute crop for poppy, this paper 1) shows the prosperity and decay of the production, distribution and utilization /consumption of poppy & opium on Honghe County, Yunnan Province and 2) describes the regional eco-history focused on this county.

地図 1





モノと情報班 雲南省誌グループ

雲南省緑春県におけるラック生産の発展と現状—『県誌』と現地調査から

宮脇千絵（総合研究大学院大学）

キーワード：ラック、雲南省緑春県、県誌

調査期間・場所：2006年3月19日、雲南省紅河ハニ族イ族自治州緑春県

**The development and present condition of lac production in Lüchun county, Yunnan:
A report from County Gazetteers and field survey.**

Chie MIYAWAKI(The Graduate University for Advanced Studies)

Keywords:Lac, Lüchun county in Yunnan, County Gazetteer

Research period and site: 19th March, 2006

in Lüchun county,Honghe Hani and Yi nationality autonomous prefecture, Yunnan

要旨

本稿の目的は、生態史クロニクル構築に向けて雲南省の地方誌である『県誌』のデータをいかに利用するかを、ラックを事例として取り上げ提示することにある。『県誌』からラックに関する様々な情報が得られたが、記述が1980年代後半で終わっているため、その後の現状を把握するために雲南省緑春県において現地調査を行った。本稿では、これら『県誌』と現地調査の両方から、ラック生産の発展と現状について報告する。

1. はじめに

本稿の目的は、生態史クロニクル構築にむけて、雲南省の地方誌である『県誌』のデータを、どのように利用することができるかを提示することである。『県誌』に記述されている内容は多岐にわたる。そこから各自が各々のトピックやテーマをもって『県誌』のデータを利用できるようにするのが、生態史クロニクル構築の目的でもある。そこで、『県誌』のデータとはどのように利用できるものなのかを、本稿ではラック（中国語：紫膠・虫膠、英語：Lac）を事例に挙げて述べる。ラックというトピックから、『県誌』をながめて関連する記述を整理することは、県ごとの状況や時間的な変遷について、あるいはある県と県との関係性について、明らかにする作業である。ところが多くの『県誌』は、1980年代後半から1990年代にかけて出版されたこともあり、記述もそこでストップしている。現在までの10数年の状況を確認するためには、現地調査が必要である。本稿では、『県誌』の情報をもとに、2005年3月に雲南省紅河ハニ族イ族自治州緑春県のラック工場とラックの宿主木を植えている村を訪問・調査を行うことができたので、その報告も行う。『県誌』のデータを特定のトピックからいかに掘り下げていくか、またその情報が現地調査にどのようにつながっていくか、ラックというトピックから事例を示したい。

2. ラックの重要性

それでは、ラックをとりあげる意義とはなんだろうか。ラックとは、ラックカイガラムシ(英名:Lac insect、学名:*Laccifer lacca* Kerr など)のメスが宿主木の樹液を吸って体外に分泌した樹脂状物質のことをいう。宿主木から取ったままの枝付きのものをスティック・ラック（中国語：原膠、英語：Stick lac）といい、スティック・ラックを粉碎、ふるい分けし水洗いして虫殻、木屑、水溶性色素を除去したものをシード・ラック（中国語：顆粒膠、英

語：Seed lac) という。シード・ラックを作る際にでた水溶性色素は食品着色料、食紅（中国語：食用紫膠紅色素、英語：Food additive lac dye）となり、シード・ラックを精製したものをシェラック（中国語：虫膠片、英語：Shellac）という。シェラックには、油脂分を含む漂白シェラック（中国語：漂白虫膠、英語：Bleached lac）と脱脂した漂白脱蠟シェラック（中国語：精製漂白虫膠、英語：Dewaxed lac）がある。シェラックには、絶縁、防湿、防錆、紫外線防止、粘着力などの特性があり〔陳曉鳴・陳玉培 1999：292〕、具体的には、塗料／ワニス、印刷インキ、電気、光沢剤、テープ、医薬、食品、化粧品、接着剤など我々の身近に使用されている。

ラック生産の重要性として、ラック養殖のための宿主木の造林に関する生態環境改善と、製品のシェラックやシード・ラック、色素による経済効果の二側面が挙げられる。

例えば北タイでは、ラック栽培のための宿主木のアメリカネムノキが造林され、その木材は木彫り用等の用材供給源にもなっている〔竹田 1990：205〕。また、宿主木は最後には木材、薪炭材として伐採・利用することで、森林の再生と同時に、地域の経済を維持・発展させることもできる。その収益は直接、地域住民に還元される〔渡辺 2003：129〕。

雲南省では、ラック生産に最も適している乾熱河谷地区の多くは長い間林業の発展に制約があり、経済の発展も困難であった〔陳曉鳴・陳玉培 1999：293〕。ところが、ラック生産の増加とともに、乾熱河谷地区の緑化、水土保持が行われ生態環境が改善される。さらに、宿主木も実が果物や薬になり、葉が飼料になり、伐採後は薪として利用できる可能性がある〔陳曉鳴・陳玉培 1999：293〕。

ラックに着目する重要性はこのように挙げられるが、日本において中国のラック生産に関する報告はみあたらない。特に本稿は、地方誌と現地調査の両データを用いて報告する点で意義があるといえよう。中国は世界第三位のラック生産国であり、その産量は1100トン、シェラックの市場価格は2万元／トンである。雲南省のラック生産量は全国の80パーセント以上を占める¹〔中国雲南電子政務門戸網站〕。また、中国雲南省のラック生産の発展には後述するように軍事目的による国防工業の発展やインドとの関係が密接に絡んでいるし（本稿3を参照）、近年の宿主木の造林は退耕還林政策（本稿5 - 3を参照）と関わっていることが多い。このような点からも竹田が事例として取り上げている北タイや、渡辺がメインとしているインドやタイとは、異なる事例を提示することができると思われる。

3. 『県誌』などの地方誌にみるラックの記述

雲南県誌グループでは、2005年1月から『県誌』の「大事記」の翻訳と入力作業に取り組んでいる。2005年度末までに、国境県を中心に30冊（30県）の翻訳と入力完了した。

「大事記」とは各行政区画（省級、市／地級、県級）の重要な出来事を要約し、編年体で簡潔に記述したものである〔兼重 2005：588〕。この「大事記」を平行に並べていくことにより、雲南省（と近隣諸国）における歴史の大枠を掴むことができ、またひとつの県からだけではわからない出来事の交錯した変遷もみることができると考えられる〔宮脇 2005：581〕。

これから、ラックに関する記述を複数の『県誌』の「大事記」から拾ってゆくことにより具体的に検討していく。2005年度に完成した30冊分の「大事記」からラックの記述があるものを取り上げると、9冊（9県）であった²。紅河ハニ族イ族自治州の『緑春県誌』、思茅地区の『江城ハニ族イ族自治州誌』、『墨江ハニ族自治県誌』、『景谷タイ族ワ族自治県誌』、『景東イ族自治県誌』、臨滄地区の『臨滄県誌』、『双江ラフ族ワ族プーラン族タイ族自治県誌』、徳宏タイ族ジンポー族自治州の『畹町市誌³』、保山地区の『竜陵県誌』である。いずれもラオスやミャンマー国境に近い海拔1000～2000メートルほどの少数民族地域である。

この9冊分の「大事記」を時間軸を揃えて横に並べていくことで、大まかではあるが雲南省のラックにまつわる動態が時系列的に分かる。例えば、「大事記」にあらわれる最も古い記述は、『景谷タイ族ワ族自治県誌』にある光緒20年（1894年）のもので、勳主⁴の商人が初めてラックをミャンマーまで売りにいき、ミシン1台を購入して帰る〔雲南省景谷傣族彝族自治県誌編纂委員会 1993：11〕とある。当時から、ラックが生産されていたこと、それが中国外で価値を持っていたことが分かる。ラックに関する記述が多くあらわれるようになるのは1960年代に入ってからである。例えば、墨江ハニ族自治県では1960年から1962年にかけて3年連続で、ラック生産に関する国家林業部主催の全国レベルの会議が開催されている〔墨江哈尼族自治県誌編纂委員会

2002:29-30)。双江ラフ族ワ族プーラン族タイ族自治州では1963年から試験的にラック生産が始まり〔自治州地方誌編纂委員会編 1995:30〕、臨滄県でも同年にラック園が開かれ宿主木の造林が行われている〔雲南省臨滄県地方誌編纂委員会編 1993:27〕。

このように時間軸を揃えて複数の「大事記」を横に並べていくことで、ひとつの県に注目しているだけではみえてこない、より大規模な動態を明らかにすることができる。「大事記」の記述は、あくまで簡潔なものだが、特定のトピックを掘り下げる際の足がかりになるといえる。

さらに、次の段階として2つの作業が考えられる。ひとつは、「大事記」の記述の関係項目を調べるために、『県誌』の「大事記」以外の項目や他の資料を利用することである。もうひとつは、「大事記」の記述をより詳細に検討するために、ひとつの県に絞って掘り込むことである。以下にそれぞれの作業について報告する。

まず、他資料の利用についてである。9県誌の「大事記」を時間軸を揃えて横に並べることで、1960年代初頭から各県でラック生産に力を入れるようになってきたことが分かった。その理由を探るために、「大事記」以外の資料（『県誌』の「大事記」以外の項目、『州誌』、『省誌』、その他の文献）にあたると、シェラックが国防工業上、重要であった〔紅河ハニ族彝族自治州誌編纂委員会 1994:250〕ことが分かる。1968年11月20日には、省改革委員会生産指揮組が《雲南省ラックの在来方法での加工現場会議紀要》を発表、その紀要には、ラックは国防工業においても軽工業においても重要な原料であり戦略物資なので、ラック生産増加が戦争準備への認識を高めた〔《雲南省経済総合誌》編纂委員会 1994:248〕とある。軍需産業としては、軍艦、飛行機、魚雷、砲弾などの製造過程で利用、例えば通常の兵器では歩兵銃の銃弾の4つの部位に使用したり、手榴弾では6つの部位に使用する〔李 1982:102〕。

一方で、インドとの関係も浮かび上がってくる。インドは世界最大のラック生産国である。中国も1962年以前は、必要なラックのほとんどをインドから輸入⁵していたが、1962年にインドが中国との国境を封鎖し貿易を禁止⁶したため、中国は国内でのラック生産を開始した〔李 1982:106〕。1970年には国内での必要量を満たし、輸出できるようになった〔李 1982:106〕。

前述の軍事目的による生産増加と、後述の中印国境紛争による輸入禁止を理由とする生産増加の因果関係を探るには更なる考察が必要だが、「大事記」から関連項目を広げていくと思わぬつながりがみえてくるかもしれない。「大事記」を利用することは、一般の文献にはあらわれない小状況を、大状況とつなぎあわせられる可能性を持っているといえる。

4. 『緑春県誌』より

次に、ひとつの県への絞込みである。ここでは紅河ハニ族イ族自治州⁷でラック生産が州首位であり、州内唯一のラック工場を有する緑春県をとりあげる。『緑春県誌』をみると、他の地域とほぼ同様に1960年代に生産が大きく発展していることが分かる。具体的な出来事として、1964年には、農村に林保護員やラック指導員を長期雇用している〔緑春県誌編纂委員会 1992:246〕。1965年には、平掌街郷辦ラック場で、100ムーを開墾し、三葉豆、秧青などの宿主木を60ムーに植え、野生の宿主木10ムーを管理してラック養殖を行う〔ibid.:236〕。1966年にも、全県のラック栽培に適した区⁸、郷、村が共同で70の農業合作社が運営するラック園を作り、宿主木150万株を栽培し、ラック園1.5万ムーを開墾、紅河ハニ族イ族自治州で生産量トップとなる〔ibid.:236〕。同年、県人民委員会は県人民代表大会で“一にラック、二に茶、三に牧畜”という農村副業生産方針を出した〔ibid.:38〕。さらに同年、省のラック生産重点県のひとつにもなっている〔ibid.:38〕。このように1960年代に緑春県はスティック・ラックの生産県であったことが分かるが、それを加工する工場はまだ存在していなかった。

緑春県におけるラック生産の高まりの中、緑春県虫膠廠（緑春県ラック工場）は1970年に設立された⁹。当時は25人の労働者がおり、石臼でスティック・ラックを砕き、手で攪拌して色素を落とし、柴による燃料と巻粉用のトレイで炙り器をつくり、アルコール溶剤を用いて、ハンドル式麵圧縮器という粗放な方法でシェラックを生産していた。このときから、緑春県ではラック加工が始まるが、設備が粗末なうえに専門の技術員がおらず、赤字だったという〔ibid.:287〕。1972年には、解放軍の首長が視察に訪れ、その指示をもとに、緑春県では“一に茶、二にラック、三に牧畜”という副業発展方針を打ち出す〔ibid.:42〕。同じ年には、労働者が実践のなか

で生産技術を高め、設備を新しくしたこともあり、生産量 16 トンのうち、特一級が 3.7 トンとなった [ibid.: 287]。

生産技術においては、1982 年に、これまでのアルコール溶剤法から熱濾過法に代わり、コストを抑え能率をあげている [ibid.: 287]。また 1984 年に、ラックの排水から食用色素を取り出すことに成功している [ibid.: 288]。ちなみにラックから取り出される色素は、それまでも織物の天然染料に使用されていたが、全国的にラック色素が天然食用色素として使用されるのが認められたのは 1975 年である [雲南省地方誌編纂委員会 2003: 502]。1985 年末には、労働者が 34 人、生産量は 76.15 トン、そのうち特一級のものが 14.3 トン、甲級のものが 61.85 トンとなる。設備もよくなり、ラックを洗う桶 3 台、粉碎機、ボイラー、圧片機、熱濾過機を各 1 台備えている [緑春県誌編纂委員会 1992: 288]。

交易についてみると、1952 年以前にすでに年間 1～3 トン生産されていたラックは、馬帮商人に買い取られた後、小さな木船でベトナムに運ばれ、フランスの商人に販売されていた [ibid.: 350]。1965 年以降は、香茅草油、茶葉、キャッサバ片、畜産品とともに有力な輸出商品となり、日本や香港などに輸出されている [ibid.: 356]。

『緑春県誌』の記述は 1985 年までで終わっている。その後から現在までの緑春県のラックに関する情報を得るために、現地調査を行った。

5. 緑春県ラック工場での調査から

2006 年 3 月 16 日から 22 日まで、報告者は雲南省紅河ハニ族イ族自治州、思茅地区、西双版纳タイ族自治州を訪れた。3 月 19 日には、紅河ハニ族イ族自治州緑春県にあるラック工場を訪問することができた。緑春県はベトナムと国境を接し、人口の 96 パーセントをハニ族などの少数民族が占める [緑春県誌編纂委員会 1992: 1]。山の峰が幾重にも重なり、溝と谷が縦横にあり、河川が深く、雲南省における典型的な山地である [ibid.: 1]。工場はあと数日で今年の生産を始めるということで、実際に稼動しているところを参観することはできなかったが、工場の概要や生産工程、宿主木の様子について聞くことができたので以下に報告する¹⁰。

5-1. 工場の概要

今回訪れたのは、緑春県唯一のラック工場で緑春県大興鎮にある緑春県巨龍林化廠（廠とは工場のこと）である。工場長の龍方俊氏（40 歳）が父親と経営している。父親は、1958 年に重慶から「支援辺境」のために緑春県に来た。1958 年から 1998 年まで緑春一中で数学教師を務め、退職した 1998 年に一旦重慶に戻る。息子である工場長は、1986 年に重慶から来て、当初はラック工場の一労働者であった。ラック工場は最初、国営緑春虫膠廠で、その後、緑春県虫膠有限公司となるが 2003 年に倒産。2003 年に競売により龍方俊氏が 200 万元でこの工場を購入、現在の緑春県巨龍林化廠となる。父親も息子を助けるために再び緑春県へ来て現在に至る。

5-2. ラックの生産工程

生産には、3 階建ての建物の計 5 フロアが使用される。工程は上層階から下層階へと進むが、水分を無理なく次の工程へ運ぶという点でとても合理的にできている（図）。

以下、順にラック生産工程について述べる。

屋上：①木から取ったばかりのスティック・ラックを枝つきのまま干す。

3 階：②スティック・ラックを集積するスペースがある（写真 1, 2, 3）。

③粉碎機 1（小型碎石機）でブロック状のものや大きな塊を粉碎する（写真 4）。

④粉碎機 2（原料破碎機）には枝付きのスティック・ラックを入れて粉碎する（写真 5）。

⑤粉碎したものを水槽に移し水を入れる（写真 6）。ラックと水は 2 階のタンクへ流れ落ちる仕組みになっている。

2 階：⑥タンクで 3 階から流れ落ちてきた粉碎ラックと水を、一時間以上漬け置き洗浄する（写真 7）。タンクには口が二箇所ついている。水分は床面の水路（写真 8）に流されそのまま 1 階へ流れ落ちる（a）。ラックの残留物はもう一方のバブル付の口から水路とは反対側に排出される（b）。

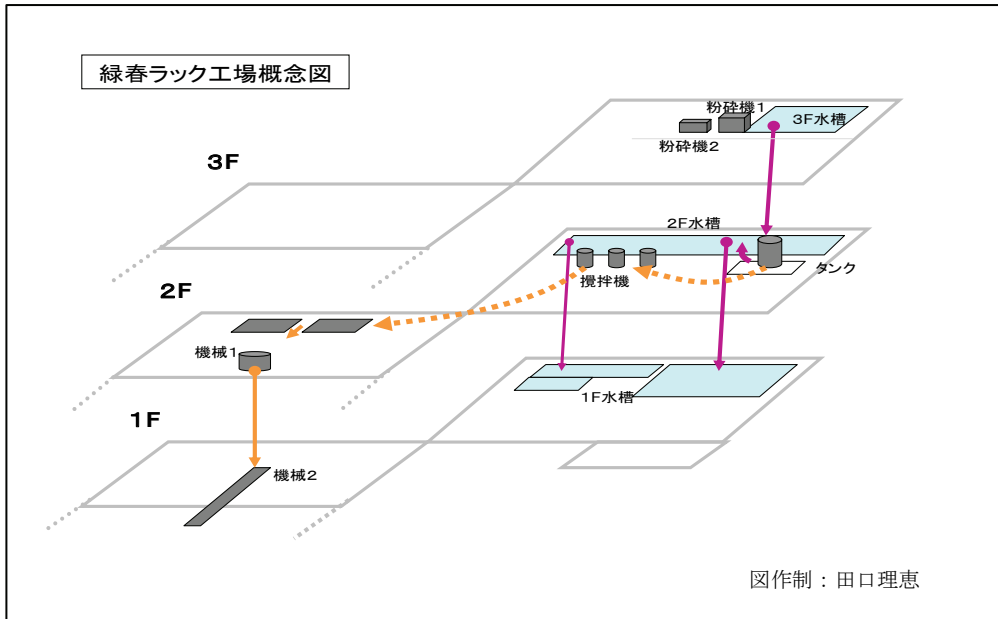


図 緑春ラック工場概念図



写真1



写真2



写真3



写真4



写真5



写真6

⑦タンクから出たラックの残留物 (b) をザルで3台ある攪拌機に移す (写真9)。水と炭酸ナトリウムを加えて8時間攪拌する。この工程が一番重要である。攪拌後の水は水路に流す。水路は長く曲がりくねっており、ゆっくり流すことで水分に含まれるラックを沈殿させる。沈殿物が流れてしまわないよう、水路の切り込みに仕切りを挿入してせきとめる。水分は1階へ流れ落ちる (c)。ラック (d) は次の部屋へ。



写真7



写真8



写真9



写真10



写真11



写真12

⑧攪拌機から取り出された（d）が、シード・ラック（半成品）である。鉄板に穴を開けたそこをもつ大きなふるいのようなもので受けて乾燥させる。

⑨シード・ラックからシェラック精製にうつる。台と（写真10）赤い機械（写真11）を使い加熱処理を行い溶解する。

1階：⑩2階から色素（a）と（c）が貯水槽に流れ落ちるが（写真12）、この工程は企業秘密である。

⑪隣の暗室のような小部屋で色素水を赤外線により乾燥させる（写真13）。トレイにいれた色素水を赤外線ランプの真下に置き乾燥させると粉末になる（副産物）（写真14）。このラック染料には食用と工業用がある。

⑫2階でシード・ラックを溶解したものが1階へと落ちてくる。これをローラーで薄く延ばすとシェラック（成品）となる（写真15）。

⑬ベルトコンベアーで隣の部屋へ運ばれ、そこでバラバラに剥落するシェラックを集め、さらに隣の部屋で計量・箱詰めを行う（写真16）。



写真13



写真14



写真15



写真16

以上の工程を経てできる製品は以下の三種類である。

- ・ シード・ラック（半成品）：アメリカ、日本、韓国へ輸出される。雲南省安寧にあるアメリカ資本会社「美国埃爾夫安寧戴科精細化工有限責任公司」は、買い取って果物の鮮度保持剤をつくっている。
- ・ 色素（副産物）：90パーセントは日本、韓国へ輸出される。収入¹¹の20～30パーセントを占める。価格は高いもので600元/キロ、平均で300元/キロ。昨年の価格は280元/キロであった。
- ・ シェラック（成品・産品）：等級が2種類あり、特一は一箱（25キロ）1100元、特二（甲）は一箱1075元。塗料となり、銃弾などに使う。密封と防湿の作用がある。

5-3. ラック養殖について

緑春県では、県城¹²の大興鎮を除く8つの郷すべてで養殖されている。特に生産が多いのは、大水溝区、大

黒山区、騎馬壩区、村では大水溝区の龍碧である。ラック養殖には標高 800～1200 メートルが適しており、大興鎮は 1300 メートルであるため養殖が行われていない。宿主木について、工場長からの聞き取りで分かったのは、

- ・ 南嶺黄檀（学名：*Dalbergia balansae* Prain）
- ・ 牛肋巴（学名：純葉黄檀 *Dalbergia obtusifolia* Prain）
- ・ 馬椰樹（学名：氣達榕 *Ficus glomerata* var. *chittagonga* King または哈氏榕 *Ficus harlandii* Benth.）
- ・ 秧青（学名：思茅黄檀 *Dalbergia szemaensis* Prain）
- ・ 三葉豆（学名：木豆 *Cajanus cajan*(L)Millsp.）
- ・ 馬娘果（学名不明）

の 6 種である¹³。

このうち、南嶺黄檀が最も良質であり、60～70 年間栽培され、最も質の悪い三葉豆は 2 年で伐採するという。収穫は年に 2 回で、4、5 月は量が少なく、9、10 月のほうが多い。

1995 年ごろ、原料（スティック・ラック）の生産が一時期減少した。その理由は、宿主木栽培地域に、収益率の高い香茅草 [学名：*Cymbopogon nardus*、和名：コウスイガヤまたはシトロネラソウ] が植えられたからという。収入が多い香茅草の栽培の拡大にともなう木材伐採の増加により、森林破壊を引き起したため、政府は 1998、1999 年に退耕還林の一環として香茅草の栽培を抑制する方針を打ち出した。退耕還林とは、25 度以上の傾斜地での耕作をやめ森林に戻すプロジェクトで、1998 年の長江大洪水をもとに検討され、1999 年に実施された [趙俊臣・許建初・齊康等 2001：1-2]。

5-4. 龍碧村での聞き取り

緑春県から隣接する思茅地区の江城ハニ族イ族自治州県に向かう途中の車道に、ラック養殖が盛んだという龍碧村があった。龍碧村は約 80 戸、400 人のハニ族の村である。車道の斜面一面に南嶺黄檀が植えられており、枝にはラックがついていた（写真 17、18）。このあたりでは、退耕還林により政府より苗木を貰い受けている。苗木数は栽培面積に応じるようだ。4、5 年前に南嶺黄檀の植林を始める前は山椒を、それ以前にはトウモロコシを植えていたという。村に南嶺黄檀林は 1000 ムーあり、2 ムーで 150 キロほどの生産量である。話を聞かせてくれた人は 4～5 ムーのラック林を持つという。ラックカイガラムシは養殖するのではなく、自然にやってくるとのことであった。

工場長の話では、このようなラック養殖村からラック工場までは、村人が直接運んでくるか、工場のほうから買い付けに出向くか、その時々によるのだという。



写真 17

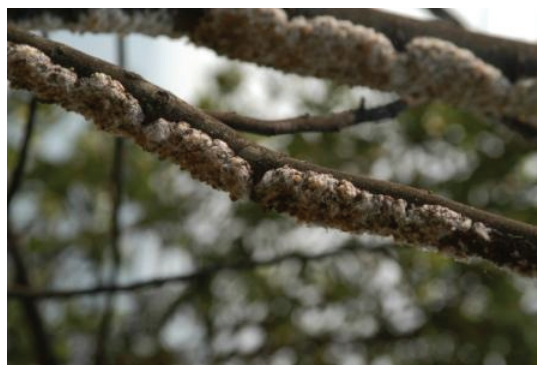


写真 18

以上、現地調査によってラック工場やラック養殖の現状など、『緑春県誌』の記述後の様子について知ることができた。ここで特に重要なのは、退耕還林との関係がみえてきたことであり、それが現在の中国のラック生産の特徴でもあるといえる。緑春県では、『緑春県建設万亩紫膠原料基地項目（緑春県に1万ムーのラック原料基地を建設するプロジェクト）』が2003年の時点ですでに関係部門の審査を受けていた。2003年のうちに4.2万ムーを退耕還林し、2003年内に新たに2万ムーのラック宿主木を増やす〔李忠有・汪継武 2003〕計画が立てられていた。香茅草の栽培拡大による森林破壊が退耕還林によって抑制されたのも、ラック宿主木造林と深く関わっているのだろう。

もともと中国語文献からは、1960年代のラック生産の大きな伸びは、国防工業の重要性やインドとの関係に由来することが明らかになっていたし、経済効果についても語られていた。しかし、現地調査を行って浮かび上がってきたことは、退耕還林という現在行われている政策との関係であり、それはつまり生態環境改善の側面が近年クローズアップされているということである。

6. まとめ

以上、ラック生産の発展と現状について『県誌』の記述と、現地調査からみてきた。『県誌』のデータから、雲南省におけるラック生産の発展について大枠を掴み、緑春県へと絞り込むことができた。そのデータをもとに行った現地調査では、文献からのみでは明らかにできない現在の状況—ラック工場の現状、退耕還林との関わりと生態環境面における重要性、について理解することができた。

『県誌』の「大事記」には、国家政策にとどまらず災害、疫病、経済作物の導入、インフラ整備など生態に関わる事柄が多く記述されている。現在、「大事記」データを基としたデータベースを構築する計画であるが、データベースが完成したら、本稿がラックで事例を挙げたように、各自の研究テーマ、興味あるトピックについて掘り下げ、より詳細に広範に検討することが可能になるだろう。

参考文献

〈中国語〉

- 陳曉鳴・陳玉培 1999「紫膠生産与熱帯生態林産業」雲南省科学技術協会『雲南山地開発与保護—雲南山地開発与保護學術討論會論文集』雲南科技出版社
- 紅河哈尼族彝族自治州誌編纂委員会編 1994『紅河州誌 第二卷』生活・読書・新知三聯書店
- 李良生 1982「紫膠」『雲南農副土特産品概況』雲南人民出版社
- 墨江哈尼族自治県誌編纂委員会編 2002『墨江哈尼族自治県誌』雲南人民出版社
- 南京林業工業学院主編 1981『林産科学工業手冊（下冊）』中国林業出版社
- 雲南省地方誌編纂委員会編 2003『雲南省誌 卷三十六 林業誌』雲南人民出版社
- 雲南省景谷傣族彝族自治州誌編纂委員会編 1993『景谷傣族彝族自治州誌』四川辞書出版社
- 《雲南省經濟綜合誌》編纂委員会編 1994『雲南省經濟大事輯要（1911～1990）』
- 雲南省臨滄県地方誌編纂委員会編 1993『臨滄県誌』雲南人民出版社
- 雲南省緑春県誌編纂委員会編 1992『緑春県誌』雲南人民出版社
- 雲南省双江拉祜族佤族布朗族傣族自治州地方誌編纂委員会編 1995『双江拉祜族佤族布朗族傣族自治州誌』雲南民族出版社
- 趙俊臣・許建初・齊康 等編著 2001『中国雲南省天然林資源保護与退耕還林還草工程社区調研報告』雲南科技出版社

〈日本語〉

- 兼重努 2005「『県誌』の『大事記』をもちいた雲南省生態史データベースの構築」『総合地球環境学研究所研究プロジェクト4-2 2004年度報告書 アジア・熱帯モンスーン地域における地域生態史の統合的研究：1945-2005』585-589

竹田晋也 1990「北タイ地方におけるラック作りの技術と宿主木について」『東南アジア研究』28巻2号：182 - 205

宮脇千絵 2005「生態史クロニクルにおける雲南省の『県誌』の利用について」『総合地球環境学研究所研究プロジェクト4-2 2004年度報告書 アジア・熱帯モンスーン地域における地域生態史の統合的研究：1945 - 2005』579 - 584

渡辺弘之 2003『カイガラムシが熱帯林を救う』東海大学出版会

〈ウェブサイト〉

徳宏之窓

<http://61.166.95.68/pubnews/doc/read/5736184463276286329/312045302.101810287/index.asp>

中国雲南電子政務門戸網站

<http://www.yn.gov.cn/yunnan.china/73469366967992320/20050913/1002675.html>

〈新聞資料〉

李忠有・汪継武「緑春県做大紫膠産業」『雲南日報』2003年3月13日第B02版

Summary: This is a case study of lac to demonstrate a use of County Gazetteers for constructing eco-chronicle of Yunnan province. The paper describes the development of lac production in Yunnan province based on the entries in County Gazetteers. It also shows the present condition of lac production based on the field survey in Lüchun county to follow up County Gazetteers.

注

- ¹ この記事がウェブ上に載ったのは2005年9月13日だが、データが何年のものかは明らかではない。
- ² これらは「大事記」にラック記載があったもので、「大事記」以外の項目を読むとさらに多くの『県誌』でラック記述をみることができる。
- ³ 畹町市は1999年2月8日に隣接する瑞麗市に統合され、瑞麗市畹町経済開発区（副県級）となっている〔徳宏之窓〕。
- ⁴ 景谷タイ族イ族自治州碧安郷に属する村役場〔雲南省景谷傣族彝族自治州誌編纂委員会 1993：58〕。
- ⁵ その輸入量は年平均1400トン前後である〔李 1982：106〕。
- ⁶ 1959年から1962年に起こった中印国境紛争のため。
- ⁷ 紅河ハニ族イ族自治州は12の県を管轄している。
- ⁸ 区とは鎮のことである。
- ⁹ 工場で参照させてもらった国営時代の資料には、1969年に設立されたとあった。
- ¹⁰ 本稿で報告する緑春県での調査データは、同行の秋道智彌氏、兼重努氏、小島摩文氏、田口理恵氏、清水享氏、西川和孝氏、増田厚之氏、安達真平氏そして筆者の収集データを取りまとめたものである。
- ¹¹ 聞き取りでは、収入か総生産量かはっきりと分からなかった。
- ¹² 県の人民政府が置かれている中心となる町。
- ¹³ 学名の同定は、南京林業工業学院主編『林産科学工業手冊（下册）』pp1412 - 1414、1981年、中国林業出版社による。

モノと情報班 雲南県誌グループ

生活文化のなかの動物——雲南の県誌に見る生態観の変遷

長谷千代子（総合地球環境学研究所プロジェクト研究員）

キーワード：中国 動物 近代化 生態観

Animals in Human Culture: On the Change of the Ecological View Seen in Annals of Yunnan Province

Nagatani Chiyoko (project research fellow, RIHN)

Keywords : China, animals, Modernizaion, ecological view

要旨

今回この研究所で研究する機会を得て私が取り組みたいと考えているのは、中国における近代化のなかで、雲南省における人々の生態環境との具体的な関係およびその関係についての認識がどのように変わってきたのかという問題である。具体的には、雲南省内の各県が出している県誌資料を利用しつつ、様々な動物と人間との関係に注目して考察を深めていくことを考えている。

1. はじめに

今年度から雲南省の生態史に関するプロジェクトに参加するに当たり、今後の見通しを述べたい。これまで私が研究してきたのは、中華人民共和国が成立したここ 50 年の間に、少数民族の人々の宗教や風俗習慣がどのように変容してきたかという課題であった。この間少数民族の生活に影響を及ぼした大きな力としては、中華人民共和国の少数民族政策、文明化や近代化といった社会進化論的な思想傾向、地球規模のスケールで進行するグローバリゼーションなどがあり、それらの複合的な過程は少なからぬ矛盾を孕んでいた。つまり社会進化論的な思想には少数民族の暮らしを漢化ないし欧米化する傾向がある一方で、少数民族政策は伝統的な生活様式の尊重を提唱しており、その上にグローバリゼーションは社会主義的な国家理念の頭越しに経済や情報や人の移動といった側面からさまざまな予想外の変容をもたらしたのである。そうしたさまざまな価値基準を同時に突きつけられるなかで、少数民族の人々は今までの生活のなにを守り、なにを棄てるのか、新たになにを受け入れるのかといった問題に直面せねばならず、しかもその選択が必ずしも望んだような結果にならない不安定な状況を生き抜いてきた。現在の少数民族の暮らしはそうした様々な条件と試行錯誤の歴史的な集積であり、今なお刻々と変容しつつある。

今回この研究所で研究する機会を得て私が取り組みたいと考えているのは、こうした近代における変容のなかで、人々の生態環境との具体的な関係およびその関係についての認識がどのように変わってきたのかという問題である。この問題に取り組むことによって、人々の生態環境認識と現実の生態環境との関連性が明らかになれば、今後われわれが実践すべき生活様式や理念の構築に向けて、一定の示唆が得られるのではないかと考える。具体的な方法としては、雲南省内の各県が出している県誌資料を利用しつつ、様々な動物と人間との関係に注目してそのマクロレベルでの変容を明らかにし、自分のフィールドである雲南省徳宏のタイ族というマイクロレベルの事例と結びつけて考察を深めていくことを考えている。

2. いくつかの事例

雲南の県誌は現在データベース化の作業途上であり、量的にも膨大なため、私自身が現在までに参照できたのは全体の3分の1にも満たない。しかしそれだけの資料からも、雲南において人間と動物の関係がどのように変容してきたのか、その一端をうかがうことはできる。

1) ブタ

ブタは中国ないし雲南における代表的な食用の家畜の一つである。ミャンマーと国境を接する徳宏タイ族ジンポー族自治州のタイ族も、少なくとも民国期には大部分が普通にブタを飼い、食用にしていたようである。例えばラオスでラープと呼ばれているのと同様の生の豚肉を使った料理が、タイ族独特の料理として有名である。潞西県誌によれば1952年の段階で、全県に5.5万頭以上のブタが飼育されており、これは農業人口一人当たり0.67頭分に相当し、基本的には地産地消で需要と供給のバランスは過不足なかった[雲南省潞西県誌編纂委員会編 1993:118]。しかしその後「人々の生活レベルが向上し、市場の需要が高まった」[雲南省潞西県誌編纂委員会編 1993:118]ため、政府はブタの増産に取り組み始める。大躍進や文化大革命での稚拙な政策はむしろ逆効果であったが、1978年以降は科学的な飼育方法を普及させ、1988年には全県での飼育頭数は14万頭を越え、一人当たりの比率も0.56頭に回復した。

ここで興味深いのは、こうした施策がタイ族の宗教実践に影響を及ぼしたことである。徳宏のタイ族には上座仏教の信仰が広く見られるが、そのなかにはゾーディ派やドーリエ派といった比較的厳格な教派があり、殺生戒に触れる恐れがあるとして特に食用の家畜を飼うことを禁じていた。徳宏州政府は解放後、生産性を向上させるためにこうした習慣を改めさせようとし、特に文化大革命では宗教を迷信として退け、かなり積極的にニワトリやブタの飼育を奨励した。現在ではゾーディ派でもドーリエ派でも多くの家庭が食用の家畜を飼うようになっている。ただし、私が観察したかぎりでは、成人した子供や孫をもつ年配の世代は今でも家畜の世話などはせず、年少の世代の者にやらせている。年配の人々は仏教により深く帰依しており、料理を作るときでさえ肉類に包丁を入れるのは子供や孫にさせる。また、市場で肉をさばきながら売買するのは大部分が漢族であり、タイ族は家で飼っている食用の家畜を生きのまま他の民族の屠殺業者に売ってしまうのが普通だという話を巷で何度か聞いたことがある。生産性という価値基準はこの50年でかなり行き渡ったようだが、それによって宗教的な価値観が完全に駆逐されたわけでもないようである。

ところで各県の県誌データを眺めていると、ブタの飼育の奨励は徳宏にかぎらず、少なくともいくつかの他の県でも行われていたことが分かる。60年代から80年代にかけて、富寧、馬関、蒙自ほか多くの県で、農家に生きたブタを飼育させ、その肉の半分を国が買い上げる政策についての言及が見られる。同時にブタの病気の調査や品種改良など科学技術の向上によって増産を達成しようとしていることを示す記事も目立つ。

徳宏の状況と照らし合わせてここから予想されるのは、食糧増産は単純に数量的な問題ではなく、社会主義的な平等供給・平等分配のイデオロギー、科学技術による効率化の追求、宗教と科学を単純に対立させる発想に基づく宗教的習慣の改革といった価値観の塗り替えをとまっていたことである。例えば1952年から65年の農業合作化に関する徳宏の資料から受ける印象は、ひたすら生産性の向上を追求する発想が突出していることである。なかには生産性の向上に見合うようにいかに消費を拡大するかという視点から、タイ族の伝統的な食生活を変えようという論調のものもある[中共徳宏州委党史征研室編 1999:59-60]。食生活を変えることに関しては、豚肉を生で食べる習慣を衛生の観点からやめさせようというキャンペーンも、徳宏ではさかんに行われている。

その意味で、「生活水準の向上、市場からの要求」という一見もっともらしい増産の理由についても、もう少しその意味を深く考察する余地があるように思われる。「生活水準の向上」には食文化の変容がからんでいるし、生産至上主義の思考回路では、供給を増やしたいがために需要を開拓する、という発想の逆転も起こる。市場からの要求が増えた背景には、農業に適した自然環境を持つ雲南の一部の地域が内地にとっての食糧基地と位置づけられたこと、人口増加、雲南への大量の漢族移民の流入、それも非農業人口の流入といったことを想定する必要もある。それらは人々の生活の生態的な条件を根底から変えてきたと考えられるのである。

2) ウマ、ウシ

ウマやウシはブタと同じく家畜であるが、どちらかといえば食用よりも、運搬、農耕などに使役されることが多かったようである。徳宏では1940年代前半の日本軍による戦禍のためにこうした大型の役用家畜の頭数が減り、建国後はその回復のための政策が行われた。1950年代には、タイ族は水牛や黄牛などのウシを精霊祭祀における供犠に用いていたが、政府はこれを資源の浪費と見なして事実上禁止したりもしている。また、例えば1963年の瀾滄では「大型家畜の繁殖が奨励され、繁殖年齢に達してかつ正常に成長している家畜に対して、ラバ1頭につき食糧12.5kg、水牛1頭につき食糧10kg、ウシとロバ1頭について食糧7.5kgが支給される」という政策が行われている。

しかしその後、食糧であるブタと違ってウマやウシに関する記述は徳宏においても、他の県誌資料でも少なくなっていく傾向がある。その原因はおそらく輸送手段や農耕の機械化が進んだためである。徳宏の場合、80年代から道路が整備されることで牛車や馬車はトラックにとって代わられた。トラクターの導入も同時に進み、どの家にも一頭はいた水牛がどんどん姿を消していった。一部で残った牧畜業は集約化され、一定の区画内での牧場経営へと切り替えられていく現象も見られる。それでも役用としての大型家畜の需要はどんどん減り続けているため、ウマは激減し、ウシは科学技術による食用牛への品種改良が試みられている。かつて宗教的な意味を担い、人間の畏怖の対象としての自然を象徴化する存在でもあったウシは、単なる食品や商品でしかなくなりつつあるようである。

3) トラ、ゾウ

先に挙げたような家畜のほかに、県誌には地域の自然を代表する象徴的な役割を担う野生動物の名前もいくつか挙がっている。例えばゾウは中国から見て西南方の風土を代表する珍獣として、古くから政治的な意味を担いつつ中国へ貢納されていたことが瑞麗県誌などに記されている。1951年1月8日の盈江県誌には、「蓮山[政府]はビルマからゾウ1頭を買い、蓋達土司署、蓮山行政委員会の名義で中央訪問団へ贈る」とあり、その伝統が新中国期にも引き継がれていたことが分かる。一方のトラは、歴史的にはやはり徳宏などの地域における政治権力を象徴する動物でもあったが、県誌では比較的最近まで害獣としての記述も目立つ。例えば江城の1956年の記事には、「宝蔵、曲水区で牛168頭、馬15頭、ブタ85匹がトラに咬まれて死ぬ」とある。また1973年7月の孟連では、ある男が「道中にトラとトラの子に遭遇したが、一頭は銃で倒し、続いて木の棒でトラの子を殴り殺して、トラを倒した英雄として褒め称えられる」と、まるで水滸伝のような記述もある。

しかしその後は傾向が変わり、1984年7月には孟連のある公社が「2頭の子トラを捕獲して昆明動物園に贈り、小孟、小連と名付ける」とあり、1978年4月の瑞麗県誌には「昆明動物園が弄島公社弄木東生産隊に人を遣わして動物買い付け所を建て、相次いでゾウ13頭を買う」とある。野生動物が鑑賞の対象に変わってきたことがうかがわれ、同時に希少化していることも予測される。

3. 今後の見通し

まだごく一部を閲覧したにすぎないが、こうした資料から予想されるのは、動物の多様な用途や意味合いの配置転換が急激な近代化のなかで起こっているということである。かつては祭祀用、運搬用、耕作用、軍用、それに害獣でもありえた様々な動物たちとその意味が、観賞用や食用といったところに収束しつつあるように思われる。

もちろん、こうした仮説を具体的に検証していくには、県誌の大事記部分だけでは明らかに限界がある。県誌の著者が重要だと思っていないことは書かれていないからである。しかし多くの県誌を参照して記述の不整合箇所を見つけ、他のより具体的な資料と組み合わせれば、県誌の限界そのものが逆にある種の資料となる。つまりそれは、行政に携わる人々の自然に対する認識のあり方がどのように偏っているのかを教えてくれるはずなのである。こうした観点から、現場と行政レベルの人々の動物観ないし生態観が具体的にどう変容し、それが現実の生態環境とどうリンクしているのかについて、研究を深めていきたいと考えている。

参照文献

中共徳宏州委党史征研室編 1999 『徳宏農業合作化史料』徳宏民族出版社.
雲南省潞西県誌編纂委員会編 1993 『潞西県誌』雲南教育出版社.

Summary

On the occasion of beginning research here, I plan to work on the subject of the change of ecological view and environment itself in the course of modernization in Yunnan, China. Materially, I intend to use the series of Annals published by every prefecture in Yunnan and focus on the relationship between humans and animals.

モノと情報班 雲南県誌グループ

雲南省「県誌」を使った人口データベース作成

安達真平（京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科）

キーワード：雲南、人口、データベース

Construction of Population Database using “County Gazetteer” of Yunnan Province

ADACHI Shimpei(Graduate School of Asian and African Area Studies, Kyoto University)

Keywords: Yunnan, Population, Database

要旨：

本稿は、雲南省「県誌」を利用した生態史データベース構築の一環として行っている、人口データベース作成作業の中間報告である。本文の構成は、1) 中華人民共和国の人口統計全般についての紹介、2) データベースの作成方法とその進捗状況、3) データベースの問題点と意義、となっている。

結論として、「県誌」を利用した人口データベースには、データの出所の特定、データそのものの信頼性等の面で問題があるものの、雲南省という広域にわたって、県レベルというローカルな単位での人口動態、人口センサスデータ、民族別人口を把握できることがこのデータベースの最大の特徴であることが示された。これは、これまでの統計では知ることの出来なかったデータである。データベースの完成により、ローカルなレベルから地域の生態史を解き明かそうとする本プロジェクトの各研究に対して、必要に応じて人口の基礎データを提供することができるものとする。

1. はじめに

本稿では、雲南省「県誌」を使った人口データベース作成の概要とその意義を述べる。これは、生態史クロニクル雲南編でおこなわれている雲南省「県誌」を利用した生態史データベース構築の一環として行っているものである。

人口動態の理解が生態史を考える上で重要なことは言うまでもない。しかし、これまで中国における人口分析は、全国レベルあるいは省レベルでの分析が大多数であった。本プロジェクトでは、手法は現地調査であれ文献調査であれ、人と自然との関係についての細かな事象の検証を積み重ねることにより地域の生態史の全体像を明らかにしようとするものである。そのためには、よりローカルなレベルでの人口動態データが必要不可欠である。特に、山地がちで多くの少数民族が住む雲南省では、地域性や民族の多様性を反映した人口データベースの構築が求められる。

そこで、本プロジェクトで収集中の雲南省全県「県誌」に記載された人口資料を基に、雲南省人口データベースの作成を始めた。

本稿では、まず「県誌」に記載されている人口資料とはどのようなものであるのかを理解するために、そのソースである中華人民共和国（以下、中国）の人口調査、統計の種類とそれらの問題点を概観する。次に、人口データベース入力の具体的な作成方法とその進捗状況を報告する。最後に、この人口データベースの問題点と意義をまとめる。

2. 中国の人口統計

1) 中国における基本的人口統計の種類

人口統計は一般に、ある時点における人口の規模や構成を表す人口静態統計と人口集団の時間的地理的変動を表す人口動態統計とに分けられる。例えば、日本における代表的な人口静態統計は総務庁統計局の「国勢調査」のデータであり、一方人口動態統計は市区町村などでの出生、死亡届けおよび住民票の転入、転出の集計であり、それらをまとめたのが厚生省「人口動態統計」（出生、死亡）と総務庁統計局「人口移動統計」（移動）である。中国の主な人口統計には、以下のようなものがある。

人口静態統計

- 国家統計局による人口センサス（中国語：人口普查）

日本の「国勢調査」に相当するものであり、中国ではこれまで1953年、1964年、1982年、1990年、2000年に実施されてきた。ただし、1953年と1964年は一部の地域では実施されていない。今後は、10年ごとに末尾が0の年に実施される予定である。調査日は、1982年以前は7月1日、1990年は10月1日、2000年は11月1日である。

- 国家統計局による1%サンプル調査（中国語：全国1%人口抽样调查または人口小普查）

これまで、1987年、1995年、2005年に実施されてきた。人口センサス（人口普查）実施期間の空白を補充するために行われるもので、今後は末尾が5の年に行われる予定。

- 国家統計局による人口変動サンプル調査（中国語：人口变动抽样调查）

各年度の人口変動状況を適時に把握するため、1982年以降毎年実施されている。調査は10月に行われ、サンプル世帯に対して、過去一年間の出生、死亡、移動、婚姻、就業、失業等の状況を調べる。サンプリング方法に関しては、1988年以前は全国を1つの総体としてサンプル数50万人、1989年以降は全国レベルの総体に加えて30の省レベルの行政単位を第二の総体としてサンプル数180万人を抽出して調査を行った【薛ら1998】。

人口動態統計

- 公安部による戸籍登録に基づく年末人口

農村部、都市部の末端レベルの派出所における住民の戸籍登録を集計したもので、1949年以降、毎年発表されている。

2) 中国の出版物に見られる人口統計

中国で出版されている統計書では、これらの基礎統計をそのまま利用したり、修正したりした様々な人口統計が使われている。

そのなかで、人口静態統計については、一般的に国家統計局による人口センサス、1%サンプル調査の調査結果をまとめた統計が利用される。人口数値は年央人口であり、それぞれ国务院人口普查办公室・国家統計局人口統計司編『中国1982年（あるいは、1990年、2000年）人口普查資料』中国統計出版社、国家統計局人口与就業統計司編『1995年全国1%人口抽样调查主要数据』中国統計出版社として出版されている。

一方、人口動態統計は、出版物によって、あるいは同一出版物でも年度によって異なる統計が用いられており非常に複雑である。以下では、薛進軍らの研究【薛ら1998】を参考に、中国の出版物に使われている人口動態統計をその利用されている統計の種類によって4系列にまとめた。

簡略化のため、出版物名は以下の数字で記す。

- ① 国家統計局編『中国統計年鑑』中国統計出版社
- ② 国家統計局人口与就業統計司編『中国人口統計年鑑』

- ③ 国家統計局総合司編『全国各省、自治区、直轄市歴史統計資料匯編（1949 - 1989）中国統計出版社
- ④ 中華人民共和国公安部編『中華人民共和国全国分省市人口統計資料』群衆出版社
- ⑤ 中国社会科学院人口研究所編『中国人口年鑑』经济管理出版社
- ⑥ 国家統計局人口統計司、公安部三局合編『中華人民共和国人口統計資料匯編』

公安部系列の統計

上述した公安部戸籍統計で、年末の人口数値である。②中の「歴年人口（人口動態統計）」、1986年以降毎年発行されている④、⑥に記載されている1949年から1985年の人口データは、基本的にはこの公安部の戸籍統計が基本となっている。また、⑤中の「歴年人口」についても、薛進軍らの研究では、「統計概念の説明も注記もないが、それは公安部統計と同じと思われる」と述べられている。さらに、①の「歴年人口」と③についても、1981年以前のデータは公安部の戸籍統計数値が使われている。

複数の統計を用いた修正統計

国家統計局による人口調査は人口静態調査であるが、それを基に公安局の戸籍統計を利用して修正された人口統計が算出される場合がある。数値は普通、年末人口である。①の「歴年人口」のうち、1982年から1989年間の人口データは、1982年と1990年に行われた人口センサスの結果を基に、また1990年から2000年間の人口データは2000年人口センサスの結果を基に、ともに公安局の統計を利用して算出されている。ただし、人口センサスの最終実施年以降の年における人口データ（例えば、1995年版における1990年から1994年、2003年版における2001、2002年）に関しては、人口変動サンプル調査の結果より算出されているようである。また、③の1982年の値は人口センサスの値そのままであり、1983年は人口変動サンプル調査の結果より算出されている。

以上のように、中国の人口統計は公安局と国家統計局の2系列の統計があり、それらが単独で用いられることもあれば組み合わせられて修正統計として使われることもある。さらに複雑なことに、人口動態統計においては、そうした調査の範囲、方法、時期の異なる統計が同じ時系列上に並べて使われているのである。また、修正統計に関しては、その算出方法が説明されていないことが普通である。

このように複雑な中国の人口統計であるが、大雑把にまとめると次のように言うことができる。

人口静態統計については、人口センサス結果あるいは1%サンプル調査結果が用いられる。人口動態統計については、1981年以前の数値では公安部の戸籍統計をそのまま用いるのが普通である。これは、以下で詳しく述べるように、1982年の第三回センサス（人口普查）以前は人口センサスの実施回数が少なく、行われた2回（1953、1964年）のセンサスにも信頼性に問題があり、それを修正するための補足センサスも行われていなかったためであろう。1982年以降のデータは、公安部の戸籍統計そのままのものと、それを基に人口センサスの結果、あるいは人口変動サンプル調査の結果を利用して修正した統計の2種類が使われている。

3) 中国の人口統計の問題点

中国の人口統計には多くの問題点が指摘されているが、薛進軍らの研究【薛ら 1998】を参考にして、公安部戸籍統計および国家統計局人口センサスの主な問題点をまとめると以下のようになる。

戸籍統計の問題点

- ・ 過去に虚偽の報告が多発した。1960年前後の大躍進運動による大飢餓時期には、地方政府が人口の大規模な減少が明らかになる事を恐れ、故意に死亡数を過小に申告したといわれている（出生、死亡人数のデータと総人口の変化が合わない）。1962-63年の人口にも問題があり、大飢餓以後、地方政府は中央政府から多くの救済食料、綿布、補助金をもらうため、人口を多く申告したという。
- ・ 文化大革命の時期（1966 - 1976年）には、人口センサスが行われなかったため、戸籍統計しかなく、それを検証、訂正する方法がない。

- ・ 計画生育政策との関係で出生や死亡の未申告、偽申告が普遍的である。特にヤミ人口（中国語で黒孩子）は、公安部の戸籍統計からは抜けているが、人口センサスには含まれているといわれる。
- ・ 上級への報告において、下級レベルでの惰性が働き、統計調査の正確さに注意が払われぬまま報告されることが多かった。
- ・ 一方で、従来戸籍管理は非常に厳しいものであったので、戸籍統計はかなり信頼できるという意見もある。

人口センサスの問題点

- ・ 1953年調査は、交通不便、条件不備、言語不通などのため一部の地域では行われていない。また、一部では、地方政府と少数民族幹部が間接方法で人口数値を推定したため、信頼性に乏しい。
- ・ 1953年人口センサスでは、男女別人口だけが調査され、年齢別人口、生年月日などの情報がない。
- ・ 1953年人口センサスの一部数字に問題があるため、1954年に追加調査が行われたが、その結果も、中国内務部、中国人民解放軍、中国財務部の公表した各数字（1950－1951年）より1億人も多い。
- ・ 1964年人口センサスは、当初は信頼性が高いと考えられていた。しかし、戸籍統計と同様、大飢餓後に地方政府は中央から補助金を獲得するために人数を過大報告した。そのため、一部で人口追加調査が行われ、その結果1962－1964年の人口数値を修正発表した。しかし、この修正発表にも問題があるとされている。
- ・ 1982年以降の人口センサスは、国連機関などの協力の下で行われ比較的信頼性が高いと考えられている。

3. 「県誌」を使った人口データベースの作成方法とその進捗状況

以上のような中国の人口統計の実状と問題点を踏まえたうえで、筆者は2005年12月より雲南省「県誌」の人口資料のデータベース化作業を始めた。ここでは、その作業の具体的な方法と、進捗状況を述べる。

雲南省「県誌」は生態史クロニクル作業グループによって収集されたもの〔田口 2004、宮脇 2004、兼重 2004〕を利用し、記載されている人口の数値データをエクセルファイルに入力した。最終的には雲南省内の全128県（県級の市、区を含む）の入力を行う予定であるが、近隣諸国との関係の深い国境沿いの県（省内全26県）のうちすでに収集された18県について優先的に入力作業を行い、次にそれら県の近隣県へと作業を進めた。現在までに23県の入力が済んでおり、年内には全国128県の入力を終える予定である。

入力項目は以下の通りである。

① 人口動態統計

幸いなことに、大部分の「県誌」には人口の歴史的変化を示した人口動態統計が記載されている。データベースには中華人民共和国成立（1949年）以降の県総人口を入力した。多くの「県誌」には、各年の男女別人口、農業人口と非農業人口が記載されている。将来的にはそれらも入力する予定であるが、現在のところは県総人口を優先して入力している。

統計のソースが明記されていることはほとんどないが、公安部の戸籍統計そのもの（年末人口）か、もしくは人口センサス結果を基に公安部統計を利用した修正統計（年末人口であることが多い）であることは、同じ「県誌」に記載された人口センサス数値との比較から推測できる。一部の「県誌」において、明らかに公安部系列の統計（年末人口）と人口センサスによる数値（年央人口）が混在していると分かるものがあつた。人口動態統計の入力に関しては、基本的には年末人口で統一する方針を取ったが、その年度の数値が人口センサス数値以外に記載がない場合には、空白になるのを避けるために注を付けて人口センサス数値（年央人口）を入力した。

さらに多くの「県誌」の人口動態統計には、県総人口以外にも各年度の出生率、死亡率（または出生者数、死亡者数）が併記されている。記載がない場合でも、連続した年度に渡って総人口のデータの記載がある場合は、そうした数値を求めることが可能である。データベースには、出生者数、死亡者数およびそれから導き出される自然増加数、社会増加数（利用可能なデータがあれば流入者数、流出者数）を可能な限り入力した。これにより、人口変動の原因をより詳しく知ることが可能である。

人口増加数＝自然増加数（出生者数－死亡者数）＋社会増加数（流入者数－流出者数）

② 人口センサスデータ

人口センサスデータ中の県総人口（男女別）を入力。多くの県誌の発行年は1980年代末から90年代にかけてである。そのため、発行時までに行われた人口センサスは1953年（県によっては1954年）、1964年、1982年、1990年（発行の早かった「県誌」では記載なし）であるが、実際には多くの「県誌」で1953年のセンサスデータが記載されていない。これは、辺境であるために人口センサスが行われなかったか、あるいはデータの信頼性が著しく低いと判断されたためと考えられる。また一部の「県誌」では、1954年、1958年の人民代表大会のための選挙民の登記資料、1954年の民族識別工作時の資料が記載されていることがあり、人口センサスに替わる、あるいは補足するデータとして入力した。1県あたりのデータが存在する年度数は県によってばらつきがあり、2から5点（年）となった。そのなかで、1964年と1982年センサスに関しては、入力の終わった23県すべてでデータが記載されていた。

③ 民族別人口データ

各県の民族別人口データに関して、記載されているものをすべて入力した。「県誌」に記載されている民族別人口データの多くは人口センサスデータである。その他のデータは、ソースが明記されていることは少ないが、年次から考えて1950年代に行われた民族識別工作データか人民代表大会のための選挙民登記データと考えられるものが多い。現在までに入力を終えた23県において、入力された民族は28民族、データの存在する年度数は県によってばらつきがあるが、1県あたり1から8点（年）、平均しておよそ3点（年）であった。

県の下位行政区である郷、鎮レベルの人口統計は、一部の「県誌」にしか記載がなく、また以下に詳しく述べるように、行政単位の名称、境界の変更に伴う問題があり、データの修正が必要と判断したため、入力作業を中断し、県レベルの人口データの入力を優先させることにした。

この報告書の執筆時点（2006年4月）での入力済みデータのなかから、主に公安部戸籍統計を基にした人口動態統計（県総人口のみ）を一覧表にして示した【表1】。その他のデータは紙面の都合上省略する。

4. 「県誌」を使った人口データベースの問題点と意義

最後に、「県誌」を使った人口データベースの問題点とその意義を整理し、その特徴を述べて、本稿のまとめとする。

1) 問題点

- データの年度が県誌によって異なる。毎年データのある県もあれば、間隔がかなり開いている県もある。特に、1990年代以降の統計データの記載がないことは、「県誌」の発行年から考えればやむを得ない事ではあるが、このデータベースの大きな欠点である。

ただし、最近のデータの欠如を補う方法として、中華人民共和国公安部編『中華人民共和国全国分省市人口統計資料』を活用することが考えられる。この資料は、1986年以降、毎年発行されているもので、その年度における各県ごとの人口データ（公安部戸籍統計による）が記載された貴重なものである。1986年以降に関しては、この統計資料を参考に、人口動態統計の数値を追加することが可能である。ただし、近年は農村から都市への出稼ぎなど戸籍の移動を伴わない移動が急増しているが、戸籍統計のみではこの変化を把握することが出来ない点については注意が必要である。

- 人口センサス以外のデータに関しては、そのデータの出所がはっきり示されていないことが多い。出所が不明なデータの多くは、公安部戸籍統計そのもの、あるいは人口センサス結果と戸籍統計データによって修正したものと考えられるため、とりあえずは年末人口として扱っている。今のところは、統計の種類が特定できる別の資料が入手できるのを待つ他ない。
- 人口動態統計については、行政区画の変更（県境の変更）による影響を考慮する必要があるが、その影響を

修正するための情報が少ない。行政区画の変遷は、「県誌」中の「行政区画」等の項目やその他の資料を読むことで把握できる場合が多いが、変更された区域の人口は分からないことが多い。実際、中華人民共和国成立初期の1950年代から1960年代にかけては、県境の変更や県の分割などが頻繁に行われたため、その影響は少なくない。

それと関連して、当初行う予定であった郷、鎮レベルでの人口データ入力は、「県誌」によってはデータそのものが記載されていないという問題に加えて、行政区画の境界や名称の変更が県レベルよりもさらに頻繁に起こっており、より詳しい資料が入手できるまではデータベース作成は困難であると考えた。

- ・ 県の民族別人口は、民族成分の変更（行政区画の変更にも）によって影響を受けるが、県レベルでの民族成分変更に関する詳細な資料はほとんどない。特に、中華人民共和国成立初期においては、民族成分の変更が頻繁に行われたため、その影響は非常に大きい。
- ・ 最も大きな問題点は、統計データ自体の信憑性の問題である。上述したように、特に大躍進（1958 - 1960年）から文化大革命期（1966 - 1976年）にかけては、戸籍統計、人口センサス共にデータの信憑性について少なからぬ疑いがあるため、利用に際しては注意が必要である。1982年以降の統計に対しては相対的に信憑性は高いと考えていいであろう。戸籍統計と人口センサス結果を組み合わせた修正データの場合は、特に信憑性が高い。しかし、上述したように、戸籍統計そのものなのか、人口センサス結果を加味した修正データなのかは、はっきりとは分からないものが多く、戸籍統計そのものである場合は、ヤミ人口などの統計上漏れる人口がある程度存在する可能性を考慮する必要がある。

2) 意義

- ・ データの出所、信憑性について問題はあるものの、中華人民共和国成立後の人口動態が県レベルで整理された資料としては、この人口データベースが唯一のものである。中国で発行された統計のなかでは、中華人民共和国公安部編『中華人民共和国全国分県市人口統計資料』が唯一県レベルでの人口の資料を提供してくれるが、現在のところ1986年以降のデータしか手に入らない。それ以前の人口動態資料は、省レベルのものしか入手できない。
- ・ 人口静態統計としての人口センサス結果は、1982年以降のものは比較的手に入りやすいが、それ以前の人口センサス（1953、1964年）結果は、中国では内部資料となっており、入手できない。「県誌」を利用した人口データベースでは、そうした初期の人口センサス結果に基づく県レベルの人口を知ることが出来る。また、上述したような問題点があるものの、人口センサス結果に基づいた民族別人口を県単位で知ることが出来るのもこの人口データベースの強みである。

3) まとめ

以上述べてきたように、雲南省という広域に渡って、県レベルというローカルな単位での人口動態、人口センサス、民族別人口に関するデータを提供できることが、この雲南省「県誌」を利用した人口データベースの最大の特徴である。統計のばらつきや信憑性等の問題はあるものの、現時点において入手可能な資料による雲南省の人口データベースとしては、最も全面的かつ詳細なものであり、これによって県ごとの人口の動態、規模、構造の特徴を数量的に概観することが可能である。

ローカルなレベルから生態史を解き明かそうとする本プロジェクトの各研究に対して、この人口データベースはそれぞれの必要に応じた基礎的データを提供できるものと考えている。

引用、参考資料

岡崎陽一 1993『人口分析ハンドブック』古今書院

兼重務 2004「『県誌』の「大事記」をもちいた雲南省生態史データベースの構築」『アジア・モンスーン地域における地域生態史の総合的研究 1945 - 2005 2004年度報告書』総合地球環境学研究所・研究プロジェ

クト4-2

薛進軍、前田比呂子、南亮進 1998「戦後中国の全人口統計：資料の吟味と時系列統計の推計の試み」一橋大学経済研究所アジア長期経済統計 Discussion papers http://ier.hit-u.ac.jp/COE/Japanese/discussionpapers/DP98.5/98_5.html

田口理恵 2004「生態史クロニクルに向けて」『アジア・モンスーン地域における地域生態史の総合的研究 1945 - 2005 2004年度報告書』総合地球環境学研究所・研究プロジェクト4-2

宮脇千絵 2004「生態史クロニクルにおける雲南省の「県誌」の利用について」『アジア・モンスーン地域における地域生態史の総合的研究 1945 - 2005 2004年度報告書』総合地球環境学研究所・研究プロジェクト4-2

Summary: This is a progress report on population database construction using “County Gazetteer” of Yunnan Province, aimed at providing more localized population data required for the eco-historical studies in our project. The report gives 1) general knowledge about population statistics in P. R. China, 2) method and progress status of the database construction, 3) limitation and significance of the database. It is concluded that although there are some problems in the identification of the data source and reliability of the data itself, the database can be able to provide valuable information such as the population change since 1949, population census results and population by ethnic group, all at the county level all over Yunnan Province.

表 1-1 県総人口の年次変化(1)

	1949	1950	1951	1952	1953	1954	1955	1956	1957	1958	1959	1960	1961	1962	1963	1964
紅河州																
河口県				18224			20473					33927				37214
金平県		104188	106134	108484	110698	118049	124818	123838	129187	132534	136175	139503	139953	143055	148388	151271
緑春県							64420	67567		71372				77925	84858	88364
紅河県		97677	99366	101290	103389	106956	109862	112222	115671	122829	124807	122146	118127	120253	124564	128784
元陽県	88600	102333	130099	157864	158833	159125	164877	167883	172576	170873	175619	168308	165505	169871	174258	188895
屏辺県		67572	68951	61417	61808	63450	64561	65636	66108	66228	66565	65702	69486	73432	76447	79229
建水県		236946			249372				267634		260111	253779	255416		270319	
文山州																
麻栗坡県				102921					112963	117799	122249	122678	125061	129744		
馬関県				152662	155133	157875	160871	163756	168257	170035	171737	172467	174982	173929	177509	183183
西双版纳州																
● 腊県	44743	45286	46220	46955	47672	48528	49742	51218	52777	45628	48627	55448	57485	61168	64359	67644
景洪市				83514	84811	87527	91409	95697	105183	113844	129228	129726	132821	141646	150042	
● 海県	88021	90093	102214	94384	96667	98886	103427	105705	120937	119417	124948	126378	134028	146330	150986	153286
思茅地区																
江城県	27747	28194	28715	30975	30975	30974	31561	31886	34477	34485	35085	37017	40346	40995	41100	44832
孟連県						43724	44616	45926	47062	37574	37183	38044	37763	40389	43702	47462
瀾滄県	192630	194106	199475	205975	210253	216358	222607	239017	235717	236190	226872	229047	234767	244533	256496	
臨滄地区																
滄源県	56630	57612	58644	59715	60873	62085	63478	65034	67494	58226	67659	67422	73350	76878	78480	83030
耿馬県	67750	68954	70249	71539	72845	74518	76234	78730	80607	83482	82297	89594	91440	94691	98869	103939
保山地区																
騰衝県	264020	270357	276846	283214	284947	286101	291802	293853	296311	303017	304712	303347	314270	322275	327638	334182
徳宏州																
潞西県				88529	109718	122561	123345	126784	133875	129587	119476	121188	138821	141532	148056	152763
盈江県		102973	104247	105431	107297	109055	111429	112688	116916	97385	99528	103277	104146	111345	116575	123153
瑞麗県			28751							18618	23520					36813
怒江州																
瀘水県	31583	32227	32884	33520	34937	36500	36962	37160	40055	40129	41094	42883	45300	44389	46023	48502
迪慶州																
徳欽県				28846							21344					38288

* 県名中の●は孟の右に力という漢字

* 河口県(1982、1990年)、瑞麗県(1964年)、徳欽県(1964、1982、1990年)は人口センサスデータ(年末人口)、その他は公安部戸籍統計あるいは人口センサスを基に公安部戸籍統計を利用して修正した数値(年末人口)

表 1-2 県総人口の年次変化(2)

	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980
紅河州																
河口県	39745					53193					67935					73893
金平県	156610	162494	162957	169874	175556	183894	190433	194505	201066	206932	213352	219854	226545	232559	237535	241673
緑春県	101912	103007	101767		110316	113491	116474	120176	124829	128918	132854	137032	148784	144920	154948	157190
紅河県	133502	138041	143197	147855	151280	153280	161183	164611	169688	174530	179714	184619	190053	195711	200449	202310
元陽県	191558	198582	200409	211950	219560	225561	232929	237632	245318	251816	259725	267502	274654	282313	285522	292890
屏辺県	84563	84158	86989	89255	91800	96426	97586	97808	100506	102238	103426	108322	111159	114726	122419	124655
建水県	284604	294325			321279				352546		368181		383556			
文山州																
麻栗坡県		150264	155366									203578	209511	216772		
馬関県	188922	195842	201840	208996	214991	221793	229938	234963	241907	247657	253642	260458	267960	275416	281193	288346
西双版纳州																
● 腊県	82740	83348	87293	93456	100263	106448	130434	129100	131769	128122	131387	134259	138654	142833	125570	129415
景洪市	161472	171217	179113	187570	193973	209907	226090	240941	248336	252514	257467	264131	270496	274252	258272	265493
● 海県	158688	165298	169867	162706	181224	186745	189195	193880	201056	205556	209358	213506	217939	221266	223271	227606
思茅地区																
江城県	45388	52504	54125	54222	59043	60200	58106	60339	62725	64516	66234	68044	69654	70828	73498	76028
孟連県	50370	53713	54195	53919	50520	49145	51404	55182	58468	63008	63987	65912	69136	71818	73684	76413
瀾滄県	265581	274687	280215	288566	302866	308420	310700	315136	323851	332576	342208	350398	362787	371219	374967	380785
臨滄地区																
滄源県	87361	90575	89319	88964	91633	94382	95018	97878	100359	103945	108945	113672	114061	117061	116948	118943
耿馬県	108012	111983	121467	128183	132028	135988	142687	147477	149268	155688	158180	161669	165877	170539	171345	175277
保山地区																
騰衝県	342429	349874	356769	366134	377300	383653	393334	401915	412082	420568	427974	435566	444080	450912	455148	461476
徳宏州																
潞西県	157216	162555	168003	173152	178192	182631	189040	191863	197604	202619	205841	211405	215661	224273	228251	233850
盈江県	127159	131277	133144	135823	143524	146975	147870	150909	155223	163629	167738	167884	171525	175045	177349	181123
瑞麗県				45454										62133	61333	63202
怒江州																
瀘水県	50373	51181	52471	54372	54925	56265	57939	60096	63267	69176	69764	72443	73813	88113	89688	92669
迪慶州																
徳欽県																

* 県名中の●は孟の右に力という漢字

* 河口県(1982、1990年)、瑞麗県(1964年)、徳欽県(1964、1982、1990年)は人口センサスデータ(年央人口)、その他は公安部戸籍統計あるいは人口センサスを基に公安部戸籍統計を利用して修正した数値(年末人口)

表 1-3 県総人口の年次変化(3)

	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996
紅河州																
河口県		67021			67509					73559						
金平県	247395	254800	260874	264631	268858	274187	278697	284031	290030	294614						
緑春県	152937	156199	158274	160379	163146											
紅河県	206173	210633	213427	216678	219792											
元陽県	297069	304318	306012	309760	313417											
屏辺県	125142	125701	127202	128100	129240	130802	133069	135031	137843							
建水県	405802		418159		422293		431537									
文山州																
麻栗坡県	228025				239753			247871		252753	253653	254246	255396	256674	258201	259569
馬関県	294758	302612	303386	306929	311089	316127	321643	331951	335696	337220						
西双版纳州																
● 勐県	132676	137265	136932	145396	148955	152277	156250	158283	166436	178850						
景洪市	268836	276269	277058	286472	292434	298774	304400	310197	324882	335761	325962	333146	339348			
● 海県	232191	237076	241520	245299	250073	254883	259618	263495	268257	273210						
思茅地区																
江城県	77178	77226	77574	78883	80780											
孟連県	78689	81150	83345	85599	87533	90050	92133	94235	95724	97357						
瀾滄県	387655	396422	404344	412127	417837	424682	430944	436877	441682	447879						
臨滄地区																
滄源県	122364	124207	127231	130992	133265	135954	138281	140935	143678	148994						
耿馬県	180173	184643	188281	192771	197046	201180	204947	208684	215809	219538						
保山地区																
騰衝県	467150	475235	481361	489150	495181											
徳宏州																
潞西県	238735	244411	249245	254411	261120	267742	274480	281503	287255	292183						
盈江県	185328	191437	195855	200123	204839	209914	214751	220406	227157	233827						
瑞麗県	63899	66192	67843	69881	71481	73549	75503	77711	80059	81639						
怒江州																
瀘水県	93909	97343	100214	102931	105244	106165										
迪慶州																
徳欽県		52757								56644						

* 県名中の●は孟の右に力という漢字

* 河口県(1982、1990年)、瑞麗県(1964年)、徳欽県(1964、1982、1990年)は人口センサスデータ(年央人口)、その他は公安部戸籍統計あるいは人口センサスを基に公安部戸籍統計を利用して修正した数値(年末人口)

モノと情報班 雲南県誌グループ

フランス海外県公文書館・国立図書館でのラオス関連収集資料の整理と利用の可能性に関する報告

瀧 千春（国立民族学博物館）

キーワード: ラオス、フランス、フランス海外県公文書館、フランス国立図書館、森林、農業、行政、交通網、税・賦役・公共工事、地方、旅行記

On the use of the materials concerning Laos from the Archives of the Overseas Department of France and National Library of France

Chiharu TAKI (National Museum of Ethnology)

Keywords: Laos, France, Overseas Department of France, Archives of the Overseas Department of France, National Library of France (Bibliothèque nationale de France), forest, agriculture, administration, traffic network, tax, public enterprise, local, itinerary

要旨: 本稿は、フランス海外県公文書館およびフランス国立図書館にて収集されたラオス関連資料を紹介し、本資料がラオスの歴史と生態史を考える上でどのように利用可能であるかを考察することを目的とする。本資料は森林関係、農業関係、行政関係、交通網関係、税・賦役・公共工事関係、地方関係、旅行記と分野も多岐に亘り、資料の形態も書簡・報告書・雑誌記事・地図・商業リストなど様々である。本稿ではこれらの分類と内容を紹介しつつ、今後どういった利用が可能であるかを考えてみたい。

0 はじめに

本稿では、フランス植民地時代ラオスの諸状況（農業・森林など）と、植民地政府の政策等の歴史的背景の解明を目標に、フランス海外公文書館と国立図書館で中田友子氏が収集された一連の資料群を紹介し、今後どのような利用が可能であるかを示す事を目的とする。

1 現在までの作業と資料の全体像

中田氏が収集された資料を PDF ファイル化したものが、現在森林・農業班のホームページ¹にて閲覧可能であり、筆者は当ホームページに掲載された PDF ファイルの読解・整理を 2005 年 10 月より開始した。当初 2、3 ヶ月はホームページ上の資料番号の若い文書から順に全訳を行い、【森林関係】の資料番号 175（筆者が付けた通し番号で No.40—文末の【図表 1】参照）まで終了した。しかしここでまずは資料の全貌把握とデータ整理がまず必要であるということに気づき、作業方針を変更して資料の種類別分類・統計リストの項目の把握、資料の地理的分布についての理解を進めることにした。

ホームページ掲載の資料の一覧をもとに作成したのが文末に付した【図表 1】である。なお、フランス語の資料名は長いため、この図表では一部のみ掲載した。

資料の総数は 177 であり、このうちホームページの資料一覧からリンクが未設定で閲覧不能のものが 8 ある。時代は 1890 年代から 1930 年代に亘っており、各資料は 1 ページから長いもので数十ページに亘っている。資料はそれぞれ内容に従って 7 つに分類されており、それぞれの資料数は森林関係 40、農業関係 23、行政関係

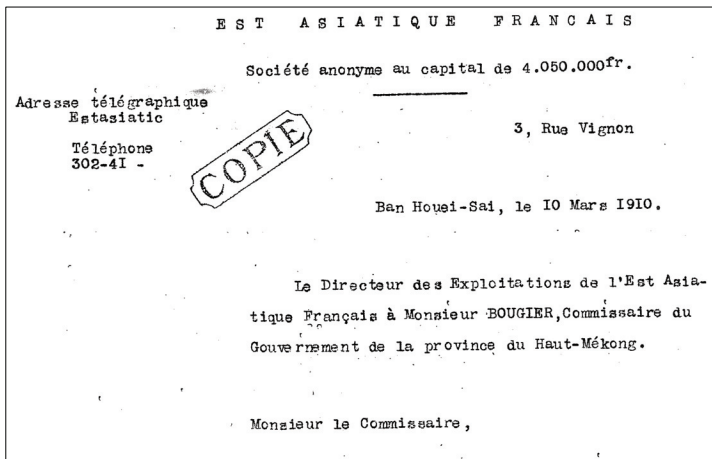
1 アドレス: <http://www.cseas.kyoto-u.ac.jp/fawg/France/france%20date.html>

31、交通網関係 35、税・賦役・公共工事関係 23、地方関係 17、旅行記 8 となっている。また資料のうち 25 が手書きであり、残りはタイプ文字である。

2 資料の内容

次に資料の内容について述べたい。まず次の【資料1】のように差出人と宛先が冒頭に付されたものを筆者は“letter”と分類した。これが資料中最も多く、64 存在する。

【資料1】資料番号…森林関係1 バンフエイサイでのチーク材伐採の許可（冒頭部分）



Est Asiatique Français, 資本金 4050000 フランの株式会社

バンフエイサイ、ヴィニョン通り 3、1910 年 3 月 10 日

極東電信アドレス 302-41-

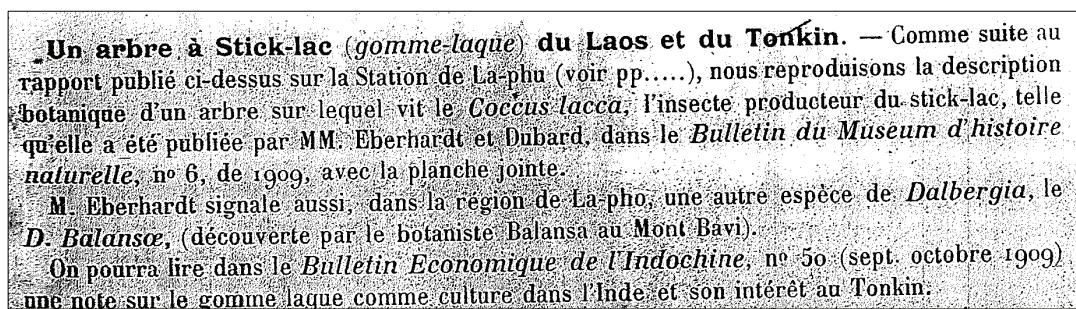
[写し]

Est Asiatique Français の開発部部長から、北部メコン県の政府委員 Bougier 氏へ

政府委員殿、…………

次に多いのが雑誌もしくははなんらかの書籍の記事の抜粋であり、59 ある。そのうち出典のタイトルの分かるものは以下の通りで、Bulletin des Amis du Laos 1、Les Laotiens 4、L'Eveil Economique 35、Revue Indochinoise 12 である。トピックは多岐に亘っており、【資料2】のようにラオスの資源や産物（ここではスティックラック）を説明したものから、人口統計、行政関連の記事から交通、宗教など様々であり、【資料3】のような図なども多く収録されている。

【資料2】資料番号…森林関係175 ラオスとトンキンのスティックラックの木（冒頭部分）



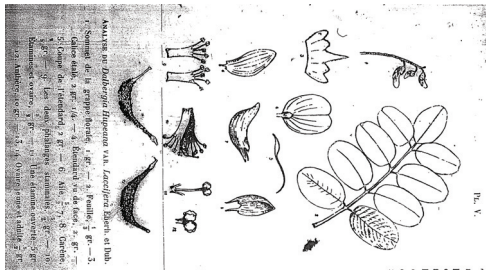
ラオスとトンキンのスティックラック（ゴム漆）の木

上記[この上記部分は本資料に採取されていない]La-phu の station にて刊行された報告書（～頁参照 [～部分は原文で省略]）に従って、我々はある木に関する植物学的説明をここに転載する。この木の上で、Coccus lacca と呼ばれるスティックラックの生産者の虫が生息している。これについては、Bulletin du Museum d'histoire naturelle [『自然史博物館館報』] 1909 年第 6 号に、版画付きで Eberhardt と Dubard 両氏も発表していた。

Eberhardt 氏はまた、La-phu 地方において Dalbergia、D. Balansae (Bavi 山で植物学者 Balansa が発見) という別の品種があることを指摘している。

『インドシナ経済月報』[Bulletin Economique de l'Indochine] の第 50 号 (1909 年 9～10 月) の中では、ゴム漆に関する記述が、インドの文化とトンキンでのそのゴム漆への関心と共に注記されている。※ () は原注、[] は訳者による注。

【資料3】資料番号…森林関係 175 ラオスとトンキンのスティックラックの木 (図)



図の下の説明部分

Eberhardt と Dubard による変種 *Dalbergia Hupeana* の分析

- 1 花房の先, 1gr. [gr.?]
- 2 葉, 3分の1gr.
- 3 広げた萼, 2gr. 1/4
- 4 正面から見た旗弁, 2gr.
- 5 旗弁の断面図, 2gr.
- 6 翼弁, 5/27、
- 8 竜骨弁, 2/5 gr.
- 9 雄蕊の phalange, 5/2 gr.
- 1 0 雄蕊と子房, 5/2 gr.
- 1 1 開いた雄蕊, 5gr.
- 1 2 葯, 10gr. 1 3、1 4 子房, 幼少期と成熟期, 5/2 gr.

続いて“報告書”と筆者が分類したものが 15 ある。これは原資料で“compte”“rapport”(いずれも「報告書」の意)と題されているもので、フランス植民地政府(インドシナ総督府、ヴィエンチャンのラオス高等駐在所(Résidence supérieure au Laos)など)の官員がラオス各地を視察して作成した報告書である。資料の体裁は最初に述べた“letter”(【資料1】)とほぼ同じである。

【資料4】資料番号…森林関係 10 カムアン県の商業統計(冒頭部分)

1 NATURE DES PRODUITS	2 UNITÉS de poids, de mesures ou de quantités en usage pour la vente des produits	3 VALEUR en poids et en mesures métriques des poids ou mesures en usage	4 PRIX (en piastres et en cent-) des unités de poids, de mesures ou de quantités portées à la colonne 2		5 PRIX DES UNITÉS appliqué à 100 kilos ou à 1 litre de produits	
			MAXIMUM	MINIMUM	MAXIMUM	MINIMUM
* Abaca (chanvre Manille)						
Abricots						
Ail frais	100	100	2.50	2.50		
Ail sec			0.10	0.08		
Alcool de riz.			0.04	0.04		
{ 1 ^{re} qualité						
{ 2 ^e —			0.20			
Allumettes						
Ananas						
Arachides						
{ en coques						
{ décortiquées						
Argent						
Artichauts						
* Badiane (fruits)						

【資料5】資料番号…森林関係 10 カムアン県の商業統計(1ページ目項目の日本語訳)

生産物の種類	値記入有	生産物の種類	値記入有
マニラアサ		木材用石炭	
杏		石炭(de terre gros)	
生ニンニク		細かい石炭	
乾燥ニンニク	○	小型煉瓦用の石炭	
米の酒 1等級	○	鍬(すき)	
米の酒 2等級	○	石灰(à bafir)	○
マッチ	○	ベテル用の石灰	○
パイナップル		Chenevis	
殻付き落花生		馬	
殻剥き落花生		キャベツ(花)	
銀		キャベツ(株)	
チョウセンアザミ		玉キャベツ	
シキミ		赤色硫化水銀、辰砂	
竹(雄株)	○	蠟、蜜蠟	○
竹(雌株)	○	檸檬	
バナナ	○	南瓜	

安息香 上級		現地のプタ	○	
安息香 中級		Lai-chauという種類のプタ		
安息香 下級		穴の空いた繭		
ベテル/キンマ	○	穴の空いていない繭		
牛	○			
水牛		雄鶏	○	
木(薪用)	○	コブラ		
木(建材)		コリアンダー		
木(製鉄用)		角(牛)	○	
木(ge sucと呼ばれる)		角(水牛)	○	
木(ge dangと呼ばれる)		角(シカ)	○	
染色用木(Uay Uoi)	○	実を取った綿		
染色用木(Khua Khe)	○	実を取っていない綿		
バルブに貼り付ける木		アンナンの綿布(白)	○	
芳香性の木(ワシの木(キニーネ))		アンナンの綿布(黒)	○	
芳香性の木(アロエ(Tram))		アンナンの綿布(赤)	○	
芳香性の木(白檀)		南瓜の実		
磁器(中国の)		ナイフ	○	
磁器(アンナンの)		蟹		
煉瓦				
アラビカ種コーヒー				
リベリア種コーヒー				
桂皮 1等級				
桂皮 2等級				
桂皮 3等級				
鴨	○			
サトウキビ	○			
ゴム 上級				
ゴム 中級	○			
ゴム 下級				
カルダモン(商用)				
カルダモン(野生)				
ニンジン				
タイル				
Croyta (cay-moc)				
乾燥キノコ				
麻束				
帽子				
去勢鶏(食用)	○			

残りは商業統計などの“list”が12、その他(direction, 一般協約、proposeなど)が6、“note”もしくは“notice”が6、地図が3、そしてリンク未設定、判読困難などの“不明”が12である。以下に“list”の一例を示す。これはカムアン県の1909年1月1日から3月31日までの商業統計(【資料4】)と、この統計資料の1ページ目の項目を日本語訳し、項目に値が入っているものに「○」をつけたもの(【資料5】)である。【資料4】すなわち原文には具体的な数値が入っているが、手書き書体でかつ文字の写りが薄い部分があり判読が困難である事、また当時のラオスにおけるフランス政府の使用単位などの理解が不十分である事から、現時点では数値が入っ

ているか否かという事実のみ把握出来ている状態である。手書きフランス語書体の読解と当時のラオスの通貨・重量単位の把握が火急の課題である。

12 存在する“list”の内訳は、カンムアン地方の商業統計、フアパン地方の商業統計、輸出入に関する商品目録、1947年の主要輸入品目、輸出入作物になる可能性のある農産物の年間生産量、輸出入作物になる可能性のある生産物リスト、地方ごとの現地民による農産物統計、米の予想収穫量、1911年のヴェトナム・ラオス人口（民族別）、ルアンパバーンの人口（年齢・民族別）、地方予算で徴税登録された人口移動に関する概観的比較表、様々な統計となっており、特定の地域について着目されているのはカンムアン地方とフアパン地方のみである。すなわち今回収集された資料からだけでは各地方の商業統計が細かく分かるというわけではなく、局地的なデータが得られるだけにとどまる。またカンムアン地方とフアパン地方の商業統計では、それぞれ産物の項目が異なっている。しかしこれらからは当時の生のデータが収集可能であるので、ある特定のものについて時系列的なデータが得られたり、地理的分布を調べたりは出来ないものの、利用価値は高いと考えられる。

3 今後の目標と課題

以上、中田氏収集の仏語資料の性格およびその内容について紹介して来た。最後に、今後この資料をどのように利用出来るか、その可能性について述べておきたい。まずこれらを実際に利用できる状態にするためには、まだいくつかの作業を必要とする。資料の全貌把握の完了が第一の目標であり、そのためにはラオスの地理・歴史の理解、さらには通貨・重量単位・官職名・会社名などの把握と理解が必要である。また手書き文献の解読も進める必要がある。

これらの基礎作業を進めつつ得られたデータを実際に利用してゆくのが今後の作業となるが、この資料群からは先に述べたように一つのトピックについて多くの詳しいデータを得て詳しい解明が出来るということは望めそうもない。しかし次のような利用が可能であると考えられる。

まず“letter”群や“報告書”からは一つの論点や問題（チーク材の伐採許可獲得、月桂樹の特権的利用、独占的森林利用など）について、どの機関（役所・会社等）のどんな人物が関わり、どのように文書がやりとりされるか、またどのように解決されてゆくかを時系列的に追うことが可能である。

次に雑誌・書籍の記事中の資源・産物に関するモノグラフの記事からはそれらに関する当時の知識、旅行記からは当時の交通網や宗教・風俗などに関して比較的詳しく知る事が出来る。

資源・産物の内訳や輸出入作物の内訳、人口統計などの各種“list”からは、ラオスの当時の特徴などについて探ることが可能である。

以上の可能性をふまえて、この資料を整理・利用して行きたいと考えている。

また、自分自身の研究とのリンクの可能性としては、これらの資料からラオスの慣習・宗教・医術・交通網に関する情報を得て、自分の研究対象である中国西南部（特に四川省）のキリスト教との比較を行えばと考えている。

Abstract: The purpose of this paper is to introduce the materials concerning Laos derived from the Archives of the Overseas Department of France and National Library of France and to consider how to use them for understanding the history and the ecology of Laos. First of all, we will show the classification and the outline of the materials, then we will introduce the contents of them.

【図表1】

凡例：“No.”は筆者が全体に付けた通し番号、“資料番号”・“資料名”・“分類”・“内容”はURLより転載した。“種類”は筆者による資料の分類、“to”は“分類”がletterの宛先、“from”は“分類”がletterの宛先を示しており、“種類”“to”“from”が筆者による作業である。

No.	URL No	資料名	分類	種類	to	from	内容
1	1	Ban Houei-Sai, le 10 Mars 1910.	森林関係	letter	北部メコン県の政府委員 Bougier 氏	Est Asiatique Français の開発部 部長、バンフエイサイ	バンフエイサイでのチーク材伐採の許可 (Est Asiatique Francais という会社)
2	2	A.S. d'une demande en...		letter	インドシナ総督、サイゴン	ラオス高等駐在所、ヴィエンチャン	ある会社による丸太獲得の申請
3	3	Concession forestiere...					森林払い下げ地
4	4	Contrat a log terme passer...		報告書		インドシナ総督府、ハノイ	インドシナの鉱山開発の契約
5	5	A.S. de la creation d'un...		letter	インドシナ総督府、ハノイ	農業・牧畜・森林視察局	ラオスの森林局の創立
6	6	A.S. des tecks revendiques par...		letter	インドシナ総督、サイゴン	ラオス高等駐在所の Ernest Outrey	ある会社によるチークの請求
7	7	Au sujet d'un demande...		letter	ラオス高等駐在官	インドシナ政府農業・森林・通商局長 H.Brenier	ホーフ氏によるチーク材の取引の管轄についての申請書に関する書類
8	8	A.S. de l'application de l'arrete...		letter	ラオス高等駐在官	インドシナ農業・森林・通商局長	ラオスから出された 1905.10.7 付の法令の実施
9	9	A.S. de l'organisation du...		letter	インドシナ総督府、ハノイ	インドシナ農業・森林・通商局長 G. Capua	ラオスにおける森林局の組織と林産物に対する税の登録
10	10	Statistique Commerciale du...		list			カンムアン地方の商業統計
11	11	Statistique Commerciale du...		list			フア・ミン地方の商業統計
12	12	Situation et fonctionnement de...		session		Conseil superieur de l'Indochine	インドシナの農業、森林、商業の指針の状況と機能
13	13	a.s. des tecks revendiques par...		letter	インドシナ総督、ハノイ	水と森林の管理員、インドシナ森林局長の Roger Duncamp	チーク材伐採許可
14	14	Demande en acquisition de...		letter	インドシナ総督、ハノイ	水と森林の管理員、インドシナ森林局長の Roger Duncamp	ある会社によるフエイサイのチークの丸太獲得の申請
15	15	A.S. d'un projet d'organisation...		letter	インドシナ総督、サイゴン	ラオス高等駐在官、ヴィエンチャン	ラオスにおける森林局の組織計画
16	16	Projet de contrat etablissant...			インドシナ総督、ハノイ	インドシナ行政・法律局長、ハノイ	ある会社の独占的な森林利用に関する契約
17	17	Lettre Ministerielle du 25 Juillet...			インドシナ総督	植民地省、パリ	所有問題
18	18	Plan de Campagne pour...		提案		ラオス各地の駐在官	ラオスの地方ごとの森林に関する税・賦役の計画内容
19	19	Telegramme (1907.6.1)		letter (電報)	インドシナ総督	ラオス高等駐在官、ヴィエンチャン	
20	20	Exploitation forestiere au Laos		letter	インドシナ総督、ハノイ	ラオス高等駐在官、ヴィエンチャン	ラオスの森林開発
21	20-a	Demande de privilege...		letter	インドシナ総督(法律・行政課)	インドシナ経済局長、ハノイ	ある会社による中国月桂樹?の特権的利用の申請

22	21	Demande de privilege...		letter	インドシナ総督、ハノイ	インドシナ経済局局長、ハノイ	ある会社に対する中国月桂樹の特権的利用の許可
23	23	Vientiane le 15 Juillet 1903		letter	ラオス高等駐在官	インドシナ森林局、ヴィエンチャン	
24	24	Direction de l'agriculture et du...		direction		インドシナ農業・森林・通商局局長H.Brenier、ハノイ	ラオスからカンボジアへのチーク材の輸出規定に関する
25	25	Saigon, le 10 1900		letter	インドシナ総督、サイゴン	Lussan, Douanes et Régies(税関会社?)の二等事務官	シエンコンでのチーク材伐採の許可
26	26	Luang Pabang(1899.1.7)		letter	インドシナ総督、ハノイ	Vacle、北部ラオスのCommandant Supérieur	ルアンパバーン王とデパーセロ氏のチーク材に関する契約について
27	27	Inventaire des produits locaux...		list		Résident de France	輸出品に関する商品目録
28	28	(1920.11.27)		?			
29	29	Telegramme Officiel		direction	ラオス高等駐在官	インドシナ総督	森林局の計画と予算に関する電報
30	30	M.Ernest Outrey Residen...		letter	ラオス高等駐在官、Ernest OUTREY	Antoine 氏と Cordier 氏	バンフエイサイのチーク材伐採をめぐる問題に関するハノイにある森林局長の判決
31	31	No.49 Pour Monsieur le chef...		note			フエイサイのチークの開拓に関して
32	32	Royaume de Luang-Prabang...		notice		総督府の Commissaire、ルアンパバーン	ルアンパバーン王国の主要森林木の種類
33	33	A.S. de fichements et coupes...		letter	インドシナ総督、ハノイ	農業・牧畜・森林視察局視察官	シャム・ラオス国境沿いの森林管理をめぐる問題に関する手紙
34	34	A.s.Organization au Laos d'un ...		letter	インドシナ総督、ハノイ	ラオス高等駐在所、ヴィエンチャン	ラオスにおける森林局の組織
35	167	Compte rendu de Mission ...		報告書		Garde général des Eaux et Forêts	ラオスを巡回し、森林の状況を調査した報告書、北部のチークとチャンニンの松の調査など
36	168	Compte rendu de Mission ...		報告書		Garde général des Eaux et Forêts	同上
37	169	Compte rendu de Mission ...		報告書		Garde général des Eaux et Forêts	ラオス南部について。サラワンの森林にある木の種類とその状況、ポロヴェン高原、セコン、アタブー、コーン島などについても同様、中部についてはヴィエンチャンの情報あり。
38	170	Compte rendu de Mission ...		報告書		L.Niquet、水と森林局副調査官	同上
39	174	Les forêts de l'Indochine		雑誌記事?			インドシナの森林
40	175	Un arbre a Stick-lac du Laos...		雑誌 or 本技粋			スティックラックの材に関して
41	177	La Foret en Indochine		雑誌 or 本技粋		H.Guibier, Conservateur des Eaux et Forêts	インドシナの森林に関して
42	109	Principales marchandises...	農業関係	list			1947 年の主要輸出品
43	110	Lettre de Mr.Ricau...		letter	ヴィエンチャン通商局駐在所	RICAU、ラオス通商局(Chambre)副局長、ノクセ	ノクセから輸出された品目
44	111	Le Chef des Services Agricoles ...		letter	Inspecteur Général de l'Agriculture de l'Elevage et des Forêts	ラオス農業局長、ヴィエンチャン	農業サービスの人員申請

45	112	Arrete du Resident Superieur...					ラオスの米輸出の禁止令
46	113	Des greniers a paddy (1913.7.16)					サラワン地方の米倉についての報告
47	114						保存用米倉の作成 県別状況
48	115	No.319 Resident Superier (4.30)					保存用米倉の作成
49	116	Telegramme officiel, mesure...					米輸出禁止令について
50	117	Encouragement a l'Agriculture ...		letter	ラオス高等駐 在官	ラオス農業局長、ヴィエンチャン	農業と工業の奨励
51	118	A.S. de la creation de greniers...		notice	総督府の Commissaire 達	?	保存用米倉の作成
52	119	Importance annuelle des produits.		list			輸出用作物対象の可能性のある農産物の年間生産量
53	120	Inventaire des produits locaux...		list			輸出用作物対象の可能性のある生産物リスト
54	121	Inventaire des produits locaux...		letter	ラオス高等駐 在官、ヴィエ ンチャン	CCOLONA、フランス駐在官	輸出用作物対象の可能性のある生産物リスト
55	122	Situation recolte paddy...		letter	ラオス高等駐 在官、ヴィエ ンチャン	フランス駐在官	米の収穫量についての報告
56	123	Mesures preventives contre ...		note			飢饉防止策
57	124	Statistique des cultures par ...		list			地方ごとの現地民による農産物産計
58	125	Production probable en tones...		list			米の予想収穫量
59	173	La chambre de Commerce...		雑誌記事?			農業商業会議所での報告書
60	146	La Population du Laos de 1912...		雑誌記事?		Eric Pietranton	1912年から1945年までのラオス人口
61	147	La Population du Laos en 1943...		雑誌記事?		Eric Pietranton	1943年の人口とその地理的分布
62	148	Population de l'Annam et ...		list			ベトナム・ラオス人口 民族別(1911)
63	149	Recensement de 1912		list			ルアンプラハンの人口 年齢・民族別
64	150	Tableau synoptique et ...		list			地方予算で徴税登録された人口移動に関する概観的比較表
65	45	Le douane aux produits ...	行政関係	letter	ラオス高等駐 在官、ヴィエ ンチャン	ラオス税関・公営独立視察官、 ヴィエンチャン	ラオスに輸入された医薬品に対する関税
66	46	Verification du Service des ...		letter	インドシナ総 督、ハノイ	Lussan, Douanes et Régies (税 関公団?)の二等事務官	ラオスの税関業務と公社についての確認、自由貿易地帯の設 置に関する調査
67	93	Convention generale entre le...		convention générale			ラオス王国とフランス共和国との間の一般協約
68	94	Situation politique du Laos		報告書	インドシナ総 督	ラオス高等駐在所、ヴィエン チャン	ラオスの政治状況
69	95	Situation politique du Laos		報告書	インドシナ総 督	ラオス高等駐在所、ヴィエン チャン	同上
70	97	Situation politique du Laos		報告書	インドシナ総 督	ラオス高等駐在所、ヴィエン チャン	同上
71	98	Affaires Politiques & ...		letter	フランス駐在 所、 Savannakhee	ラオス高等駐在所、ヴィエン チャン、ヴィエンチャン	政治、行政関係

72	99	A.S. Programme am ioration ...		letter	ラオス高等駐在所、ヴィエンチャン	ラオス衛生地方局長、ヴィエンチャン	ラオスの政治状況衛生サービスの向上プログラム
73	100	Verification du Service de ...		letter	Ministre des Colonies	Maurice Méray, 植民地省インドシナ調査局長、ブノンペン	ラオスの情報サービスの確認
74	101	Organisation des Centres ...		letter	Ministre des Colonies	Maurice Méray, 植民地省インドシナ調査局長、ブノンペン	ラオスの都市中心部の組織
75	102	Fonctionnement au Laos du ...		letter	Ministre des Colonies	Maurice Méray, 植民地省インドシナ調査局長、ブノンペン	ラオスの郵便、電報サービスの機能
76	103	Circulation monétaire (1914.3.5)		letter	Ministre des Colonies	Maurice Méray, 植民地省インドシナ調査局長、ブノンペン	通貨流通
77	104	Hanoi(1904.2.12)		letter	M.Daurand Forques, Procureur gnral, chef du Service judiciaire de l'Indo-Chine	インドシナ総督、ハノイ	裁判関連
78	105	Extrait du rapport politique du ...		報告書			ルアンナムバン県の1903年11月、1904年1月の政治レポートの抜粋
79	106	Extrait du rapport politique du ...		報告書			ルアンナムバン県の1903年11月、1904年1月の政治レポートの抜粋
80	107	Extrait du rapport ...		報告書			米国人宣教師による国民への悪影響
81	108	A.S. de la situation trouvee a ...		letter	インドシナ総督、サイゴン	ラオス高等駐在官	高等行政官の到着時のルアンナムバン県の状況
82	139	Les Forces hydrauliques de ...		雑誌記事			トゥン川の水力
83	140	Le question de l'opinion au Laos.		雑誌記事			国境問題におけるラオスの意見
84	141	La grand pitie de That Luong. ...		雑誌記事			タートルアンの儀式に関して
85	142	Le budget du Laos		雑誌記事			ラオスの予算
86	143	La grand route de l'emigration ...		雑誌記事			南の方への移民の経路
87	144	Nos relations postales avec ...		雑誌記事			ラオスとの郵便関係
88	145	La douane au Laos		雑誌記事			ラオスの関税
89	151	L'Art du Guérir au Laos. ...		雑誌記事			ラオスにおける治療術
90	152	Developpement du Service ...		雑誌記事			この数年間でのラオスにおける医療業務の進展
91	153	Les Laotiens: Coutumes, ...		雑誌記事			ラオス人の慣習、衛生、医療実践
92	154	Les Laotiens: Coutumes, ...		雑誌記事			同上
93	155	Les Laotiens: Coutumes, ...		雑誌記事			同上
94	156	Les Laotiens: Coutumes, ...		雑誌記事			同上
95	171	Statistiques diverses		list			様々な統計
96	35	Messageries fluviales de ...	交通関係	報告書?			コーチシナの水上運輸会社
97	36	A.S. de la navigabilite du ...		letter	インドシナ総督府、サイゴン	ラオス高等駐在所	メコン河上の船舶航行可能性について

98	37	Travaux Neufs de Routes...		letter	ラオス高等駐在 在所	L'Ingenieur Principal, Chef de l'Arrondissement des Travaux Publics du Laos	道路の補修工事
99	39	A propos de l'execution...		letter	Ministre des Colonies	Maurice Méray, 植民地省インドシナ調査局長、ブノベン	中部、北部メコンに関する水上運輸会社の契約履行について
100	40	A.S. de l'etat de la route entre...		letter	インドシナ総督、サイゴン	ラオス高等議社在所	ヴィエンチャン、ルアンパバーン間の道路の状態
101	41	Debloquement du Laos...		letter	Ministre des Colonies	L'Inspecteur général des Colonies MORETTI	ラオスの交通困難の打開
102	42	Moyens de transport des ...		letter	ラオス高等駐在 在所、ヴィエン ンチャン	M. Turquet de Beaugard, フランス駐在所	地方の生産物運搬方法
103	43	Par lettre du 31 Mars 1936...		letter	植 民 省 Ministre 達	Comité National des Conseillers du Commerce Extérieur de la France	メコン川の通航開発
104	44	Route, Chemins de fer,		地図			ラオスの道路、鉄道などの地図
105	69	Pour relier Hanoi a Sam-Neua		雑誌記事			ハノイとサムヌアイをつなぐために
106	70	Le debouche du Mekong...		雑誌記事			メコン、ルアンパバーン王国をトンキン、黒河を通して交通可能にする
107	71	Pour debloquer le Laos		雑誌記事			ラオスを切り開くために
108	72	Le debloquement du Royaume...		雑誌記事			ルアンパバーン王国は黒河、それともメコンを通して交通可能にするのか
109	73	Une etude de la navigabilite...		地図			ナンパークとナンプーの通航可能性
110	75	Louang Prabang debloque		雑誌記事			交通可能となったルアンパバーン
111	76	Le comite d'Indochine...		雑誌記事			インドシナ委員会とラオスの鉄道、植民地のその他の鉄道
112	77	La route de Dongha...		雑誌記事			ドンハーからサワンナケットへの道
113	78	Les routes du Laos		雑誌記事			ラオスの道路
114	79	Sur le Mekong. Quand...		雑誌記事			いつラオスを交通可能にするのか
115	80	Les routes du Laos		雑誌記事			ラオスの道路
116	81	La Question Laotienne		雑誌記事			ラオス問題
117	82	Les routes du Laos font de...		雑誌記事			ラオスの道路は大きく向上
118	83	Nos routes du Laos		雑誌記事			我々のラオスの道
119	84	Le debloquement du Laos...		雑誌記事			ラオスを切り開くこと
120	85	Le monopole des transports...		雑誌記事			メコン河の水上運輸の独占がラオスの商業の首をしめようとしている
121	86	Le mekong entre Vientiane...		雑誌記事			ビエンチャン・シエンセン間の通航可能性
122	88	Pour relier Louang Prabang...		雑誌記事			ルアンパバーンとハノイを結ぶには
123	89	Les transports fluviaux au Laos		雑誌記事			ラオスの水上交通
124	90	Le debloquement du Laos par...		雑誌記事			アンナン北部とトンキンからラオスを切り開くこと
125	91	Au Laos. Les beaux resultats...		雑誌記事			場量 的な契約的 立派な成果
126	92	Les voies de penetration au Laos		雑誌記事			ラオスへの侵入路
127	74-a	La Cie des Messageries...		雑誌記事			水上運輸会社とメコン河の補助金を受けた運輸
128	74-b	La Navigation sur le Mekong...		雑誌記事			メコン河交通と北部ラオスを切り開くこと
129	74-b-2	Au Laos, rail et route detrentent...					ラオスでは鉄道と道路が水路を駆逐

130	48	Luang Pabang(1898.1.11)	税・賦役・ 公共工事	letter	北部ラオス政 府の Commissaires	Luce, 北 部 ラ オ ス の Commandant Supérieur	北ラオスの個人から徴収された税に関する
131	49	No.30		letter	ラオス高等駐 在所	Khong 政府の L'Administrateur Commissaire	労働力問題
132	50	Contributions en taxes peruees...		letter	Ministre des Colonies	Maurice Méray, 植民地省イン ドシナ調査局長、ブノンベン	南ラオスで徴収された税
133	51	a partir du 1er janvier 1898,...		note			課税対象となる生産物
134	52	(1903.12.15)		letter	某氏(手書き 不鮮明)	ラオス高等駐在所	
135	53	No.32(1903.12.31)		letter	ラオス高等駐 在所	Khong 政府の L'Administrateur Commissaire	
136	54	Organisation administrative du...		letter	インドシナ総 督、サイゴン	北部ラオスの Le Commandant Supérieur	ラオスの行政組織
137	55	Fonctionnement de l'impet...		letter	Ministre des Colonies	Maurice Méray, 植民地省イン ドシナ調査局長、ブノンベン	ラオスの税の機能
138	56	Programme de travaux publics...		letter	ラオス高等駐 在所、ヴィエ ンチャン	L'Ingénieur Principal, Chef de l'Arrondissement des Travaux Publics du Laos	公共工事プログラム
139	57	Situation financiere du Laos...		letter	Ministre des Colonies	L'Inspecteur général des Colonies MORETTI	ラオスの財政状況
140	58	Verification du service des...		letter	Ministre des Colonies	Maurice Méray, 植民地省イン ドシナ調査局長、ブノンベン	ラオスにおける公共工事サービスの確認
141	59	No.487 Paksé(1932.4.9)		letter	ラオス高等駐 在所、ヴィエ ンチャン	Commissaire Gouvernement	労働問題 バーサク
142	60	Paksé(1932.5.23)		letter	ラオス高等駐 在所、ヴィエ ンチャン	M. Pommez, Acteur, Commissaire du Gouvernement	労働問題 バーサク
143	61	No.486 Paksé(1932.4.9)		letter	ラオス高等駐 在所、ヴィエ ンチャン	M. Pommez, Acteur, Commissaire du Gouvernement	労働問題 バーサク
144	62	Attopeu(1932.7.12)		letter	ラオス高等駐 在所、ヴィエ ンチャン	Commissaire Gouvernement	労働問題 アタプー
145	63	Tableau kilometrique Tarif...		letter	ラオス高等駐 在所、ヴィエ ンチャン	J. Loury, Commissaire du Gouvernement	交通費のキロメートルごとの値段表
146	64	Thakhek(1932.4.27)		letter	ラオス高等駐 在所、ヴィエ ンチャン	P. Grossin, Commissaire du Gouvernement	労働問題 カムアン
147	65	Le tarif journalier des...		letter	Commissaire du Gouvernement	ラオス高等駐在所、ヴィエ ンチャン	交通路整備のための徴用の日当

148	66	Les prix par journee des moyens..		letter	ラオス高等駐 在所	Roques, Commissaire du Gouvernement	交通手段の1日あたりの値段と公共工事の日当
149	67	Le tarif du salaire journalier des ...		letter	ラオス高等駐 在所、ヴィエ ンチャン	P. Grossin, Commissaire du Gouvernement	賦役労働の給与
150		Besoin en main d'oeuvre ...					労働力輸入の必要性
151	68	Travail obligatoire pour des fins...		letter	ラオス高等駐 在所、ヴィエ ンチャン	J. Dauplay, Adm. Commissaire du Gouvernement	公共工事のための賦役に関する報告
152	126	Rapport sur la reconnaissance...	地方関係	報告書			ボロヴェン高原の偵察に関する報告
153	127	Mise en valeur du Plateau des ...		letter	Ministre des Colonies	L'Inspecteur général des Colonies BAGOT	ボロヴェン高原の活用
154	129	Rapport du Gouverneur de ...		報告書		バサック行政官(Gouverneur)	フン村の住民大量流出に関するバサック行政官の報告
155	130	Rapport sur l'exode de Dhon...		letter	バサックの l'Administrateur délicé	バサック行政官(Gouverneur)	コーン島の住民大量流出に関する報告
156	131	Province de Saravane, Rapport ...		報告書			サラワン県の1908年12月の政治経済衛生報告
157	133	Notice sur le Commissariat ...		notice			アタプー駐在所についての略述
158	134	La province de Bassac ...		雑誌記事			バサック県
159	135	Map de la province de Bassac		地図			バサック県の地図
160	136	Les chutes de Khene et le touage		雑誌記事			コーンの滝と曳航
161	137	Le plateau des Bolovens		雑誌記事			ボロヴェン高原の社会・経済概況
162	138	Monographie de la province ...		雑誌記事			サラワン県のモノグラフィ
163	166	Monographie de la Province ...		雑誌記事			ブアナン県のモノグラフィ
164	164	Notes sur le Tranninh		雑誌記事			チャンニンに関する覚書き
165	165	Notes sur le Tranninh		雑誌記事			同上
166		Notes sur la situation politique ...				Notes sur la situation politique ...	サラワン県の政治行政状況に関する覚書き
167		Le Commissaire du ...					
168	172	Le caoutchouc de cueillette ...		雑誌記事			ブアナン県におけるゴムの原料となる様々な植物
169	176	La province de Hua-Panh ...		雑誌記事			ブアナン県における安息香樹脂
170	156-a	Comment on va aujourd'hui ...	旅行記	雑誌記事			現在、どのようにラオスへ、そしてラオスを通してカンボジア、 コーチナへ行くのか
171	157	A Travers le Laos ...		雑誌記事			ラオスを通して—旅行者用のガイド
172	158	De Vien-Tiane A Hanoi ...		雑誌記事			ヴィエンチャンからハノイへ—旅行記
173	159	Vien-Tiane et Le Haut-Laos ...		雑誌記事			ヴィエンチャンと上ラオス—旅行記
174	160	Sur les Routes du Laos ...		雑誌記事			ラオスの道で—コーンからヴィエンチャン
175	161	Relation Nouvelles et Curieuse...		雑誌記事			ラオ王国の新しく珍しい—関係—その大きさ、豊かさ、力
176	162	Relation Nouvelles et Curieuse...		雑誌記事			新しく奇妙な宗教
177	163	Relation Nouvelles et Curieuse...		雑誌記事			新しく奇妙な宗教